



IFRS®

Sustainability

2025 年 7 月

公開草案

SASB®スタンダード

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠

コメント期限：2025 年 11 月 30 日

国際サステナビリティ基準審議会



SASB/ED/2025/1

結論の根拠

「SASB スタンドダード」の修正案

Exposure Draft SASB/ED/2025/1/BC is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB).

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the Foundation expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2025 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or by visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation has trade marks registered around the world including 'FSA®', the 'Hexagon Device' logo®, 'IAS®', 'IASB®', 'IFRIC®', 'IFRS®', the 'IFRS®' logo, 'IFRS for SMEs®', 'ISSB®', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'International Financial Reporting Standards Foundation®', 'IFRS Foundation®', 'NIIF®', 'SASB®', 'SIC®', 'SICS®', and 'Sustainable Industry Classification System®'. Further details of the IFRS Foundation's trade marks are available from the IFRS Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

結論の根拠

「SASB スタンドダード」の修正案

公開草案 SASB/ED/2025/1/BC は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表したものである。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、ISSB 及び当財団は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、明白に拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

©IFRS 財団 2025

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

ISSB の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本書に含まれる公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会の承認は受けていない。日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘FSA®’、Hexagon Device® ロゴ、‘IAS®’、‘IASB®’、‘IFRIC®’、‘IFRS®’、IFRS® ロゴ、‘IFRS for SMEs®’、‘ISSB®’、‘International Accounting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards Foundation®’、‘IFRS Foundation®’、‘NIIF®’、‘SASB®’、‘SIC®’、‘SICS®’ 及び ‘Sustainable Industry Classification System®’ がある。IFRS 財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて IFRS 財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目 次

開始する項

「SASB スタンダード」の向上に関する結論の根拠	
はじめに	BC1
「SASB スタンダード」の向上に関するプロジェクトの概要	BC1
プロジェクトの必要性	BC8
背 景	BC10
「SASB スタンダード」について	BC10
ISSB の審議とプロジェクトの範囲	BC13
プロジェクトの目的	BC20
「SASB スタンダード」を修正するためのデュー・プロセス	BC22
「SASB スタンダード」の修正案に関する開発のアプローチ	BC27
優先産業を向上させる包括的なアプローチ	BC46
他の「SASB スタンダード」に対する的を絞った修正	BC47
「SASB スタンダード」の修正案	BC52
「採掘及び鉱物加工」セクターにおける「SASB スタンダード」の修正案	BC52
「加工食品」の「SASB スタンダード」の修正案	BC134
発効日	BC161
今後の予定	BC163
付録 A—的を絞った修正の影響を受ける産業別基準及び指標	
付録 B—他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性及び整合性の概要	

SASB スタンダードの修正案に関する結論の根拠

本「結論の根拠」は、公開草案『SASB スタンダード』の修正案（2025 年 7 月公表）に付属するものであるが、その一部ではない。これは、本公開草案の開発にあたっての国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の考慮事項を要約している。個々の ISSB 理事が重点を置いた要因は異なっていた。

はじめに

「SASB スタンダード」の向上に関するプロジェクトの概要

- BC1 2024 年から 2026 年の作業計画の一環として、ISSB は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及び IFRS S2 号「気候関連開示」を適用する作成者に対して適時の支援を行うために「SASB スタンダード」を向上させる。「SASB スタンダード」は IFRS S1 号において言及されている、強制されない資料である。IFRS S1 号を適用する企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会並びに関連する開示を識別するために「SASB スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮することが要求されている¹。
- BC2 ISSB は、すべての「SASB スタンダード」の修正を同時に提案するのではなく、時間をかけて「SASB スタンダード」を向上させる予定である。この「結論の根拠」文書は、本公開草案に付属するものであり、次のことを提案している。
- (a) 優先順位が高いものと識別された 9 つの「SASB スタンダード」（優先産業）²の修正
 - (b) 適切である場合、異なる「SASB スタンダード」の同じトピックにおける整合的なガイダンスを維持するための、他の 41 の「SASB スタンダード」に対する「的を絞った修正」。的を絞った修正案は、9 つの優先産業に対する修正案が他の「SASB スタンダード」で頻繁に生じる指標に影響を与えることによりもたらされる。
- BC3 本公開草案は、次に関連する、9 つの優先産業の修正及び付属する的を絞った修正を提案している。
- (a) 「採掘」セクターにおける 8 つのすべての「SASB スタンダード」。次により構成される。
 - (i) 「石炭事業」の「SASB スタンダード」
 - (ii) 「工事用資材」の「SASB スタンダード」

¹ IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」の適用にあたってのガイダンスの情報源として、どのように「SASB スタンダード」を使用するのかについての追加の情報は、<https://www.ifrs.org/supporting-implementation/supporting-materials-for-ifrs-sustainability-disclosure-standards/ifrs-s1/> において入手可能な ISSB の教育的資料を参照されたい。

² 2024 年 7 月の ISSB Update <https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2024/issb-update-july-2024/#2> に要約されており、ISSB は 2024 年 7 月の ISSB 会議において優先産業を決定した。

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

- (iii) 「鉄鋼製造業者」の「SASB スタンダード」
- (iv) 「金属及び鉱業」の「SASB スタンダード」
- (v) 「石油及びガス—探査及び生産」の「SASB スタンダード」
- (vi) 「石油及びガス—中流」の「SASB スタンダード」
- (vii) 「石油及びガス—精製及びマーケティング」の「SASB スタンダード」
- (viii) 「石油及びガス—サービス」の「SASB スタンダード」

(b) 「加工食品」の「SASB スタンダード」

(c) 次の開示トピックに関連する³的を絞った修正

- (i) 「温室効果ガス排出」
- (ii) 「エネルギー管理」
- (iii) 「水管理」
- (iv) 「労働慣行」
- (v) 「労働力 (workforce) の健康及び安全」

BC4 ISSB は、2025 年末前に 3 つの追加的な優先産業（「農産物」の「SASB スタンダード」、「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタンダード」並びに「電気事業者及び発電事業者」の「SASB スタンダード」）に対する修正案の公開草案を公表する予定である。

BC5 本公開草案は、適切である場合には、BC3 項(c)に列挙した産業にわたって共通のトピックに関するガイダンスの整合性を維持するために、優先産業「SASB スタンダード」以外の「SASB スタンダード」に対して³的を絞った修正を行うことを提案している。41 の追加の産業が、³的を絞った修正案の影響を受けることになる。「付録 A」は、これらの³的を絞った修正案の影響を受ける「SASB スタンダード」及び指標のリストを示している。

BC6 別の公開草案において、ISSB は、ISSB が「SASB スタンダード」の修正を最終化するとき、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」（IFRS S2 号の産業別ガイダンス）の結果的修正を行うかどうかに関連する質問を協議している。結果的修正は、「SASB スタンダード」の気候関連の内容と IFRS S2 号の産業別ガイダンスとの間の整合性を維持することになる。現在、IFRS S2 号の産業別ガイダンスと「SASB スタンダード」の気候関連の内容は実質的に同一³である。ISSB は、これらの 2 つの産業別の資料間の整合性を維持することを提案している。

BC7 本公開草案は、次を含む、多様な利害関係者に関連性があることになる。

- (a) 「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用し、したがって「SASB スタンダード」を参照する作成者

³ 「SASB スタンダード」の気候関連の内容は、IFRS S2 号「気候関連開示」の産業別ガイダンスと同一であるが、ファイナンス・エミッションのトピック（これは IFRS S2 号の「付録 B」の適用ガイダンスに含まれている。）も含んでいる。

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

- (b) IFRS S2 号を適用し、したがって IFRS S2 号の産業別ガイダンス（現在、「SASB スタンダード」の気候関連の指標と整合しており、ISSB が本公開草案の気候関連の内容の修正との整合性を維持するために修正することを提案している⁴。）を参照する作成者
- (c) 「IFRS サステナビリティ開示基準」とは独立して「SASB スタンダード」を適用する作成者
- (d) 包括的な見直しの対象となる 9 つの優先産業のうち 1 つ以上に対してコメントすることに関心がある利害関係者（これらの産業の作成者又はこれらの産業の投資家など）。
- (e) 優先産業以外の他の「SASB スタンダード」の的を絞った修正案（例えば、自然関連又は人的資本関連のリスク及び機会に影響を与えるものや、1 つ以上の他の産業に影響を与えるものを含む。）のうち 1 つ以上に対してコメントすることに関心がある利害関係者
- (f) すべての修正案にコメントすることに関心がある利害関係者（各国の基準設定主体、監査事務所、投資家、規制当局など）。

プロジェクトの必要性

BC8 「SASB スタンダード」が最後に包括的に更新されたのは 2018 年である。その後、複数の産業別の「SASB スタンダード」が、最初は SASB スタンダード審議会より、その後に ISSB により修正された。直近では、ISSB は国際的な適用可能性を向上させるために「SASB スタンダード」の狭い範囲の修正を行った。「SASB スタンダード」はグローバルに何千もの作成者及び投資家によって使用されている。サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びにそれに関連する測定方法及び開示実務は進化しているため、維持は重要である。これまで ISSB は、「SASB スタンダード」から取り入れた産業固有の指標を含めた公開草案「IFRS S2 号『気候関連開示』」、及び「SASB スタンダード」の国際的な適用可能性を向上させるためのプロジェクトの両方において、「SASB スタンダード」の側面について協議を行ってきた。しかし、「IFRS 財団」の利害関係者が、個別の「SASB スタンダード」について包括的にコメントする機会はこれまでになかった。

BC9 「SASB スタンダードの向上」に関するプロジェクトは次のことを行う。

- (a) 開示トピックとそれに関連する指標が、引き続き、一般目的財務報告書の主要な利用者⁵にとって有用な、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を開示するうえで作成者を支援することを確実にする。

⁴ IFRS S2 号の産業別ガイダンスとの整合性のために「SASB スタンダード」の修正案にコメントすることに関心がある企業は、公開草案「『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」も考慮すべきである（<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/amendments-ifs-s2-industry-based-guidance/issb-ed-2025-2-s2-ibg.pdf> において入手可能である。）。

⁵ 「一般目的財務報告書の主要な利用者」の定義は、IFRS S1 号の「付録 A」を参照のこと。「一般目的財務報告書の利用者」、「利用者」、及び「投資家」は本文書において同じ意味で使用されている。

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

- (b) ISSB の利害関係者に対して、「SASB スタンダード」の内容（産業のグルーピング、開示トピック及び関連する指標の国際的な適用可能性を含む。）に関する包括的なフィードバックを提供する機会を提供する。
- (c) 概念及び用語を一層整合させることにより、「SASB スタンダード」と「IFRS サステナビリティ開示基準」（特に IFRS S1 号）との間のつながりを強化する。
- (d) そのような向上が投資家の情報ニーズに応えるものであり、ISSB 及び「IFRS サステナビリティ開示基準」の使命及び焦点と整合していることを確実にしつつ、それが適切である場合、他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性を改善させる機会を ISSB に与える。

背景

「SASB スタンダード」について

- BC10 「SASB スタンダード」は、IFRS S1 号を適用する企業のガイダンスの情報源となる⁶。IFRS S1 号は、企業に「SASB スタンダード」を適用することを要求していない。しかし、「SASB スタンダード」は、企業が、具体的な「IFRS サステナビリティ開示基準」が存在しない場合に意思決定に有用で比較可能な開示を作成することを支援する。IFRS S1 号は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別にあたり、また、それらのリスク及び機会に関連する開示を作成するにあたり、企業が「SASB スタンダード」を参照し、考慮することを要求している。同様に、IFRS S2 号は、「SASB スタンダード」の気候関連の内容と整合している、IFRS S2 号の産業別ガイダンスを参照することを企業に要求している。
- BC11 企業は情報に重要性がある（material）かどうかを評価しなければならないが、「SASB スタンダード」は、具体的な活動を遂行する企業にとって、主要な利用者に有用である可能性が高い情報の開示に焦点を当てることによって、この評価を支援する。⁷⁷の産業固有の「SASB スタンダード」は、次のようなものである。
- (a) 80 を超える法域において事業を営む 3,700 を超える企業により適用されている（「S&P グローバル 1200 インデックス」⁷に含まれる企業の約 78%の企業を含む。）。
 - (b) 産業の説明、開示トピックのサマリー及び関連する指標、並びにそれらの技術的プロトコル（開示ガイダンス）を含むことにより、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、それら

⁶ IFRS S1 号を支援する資料は、<https://www.ifrs.org/supporting-implementation/supporting-materials-for-ifrs-sustainability-disclosure-standards/ifrs-s1/> において入手可能である。

⁷ 2025 年 5 月 31 日現在の数値。サステナビリティ報告のサイクルの差異を考慮して、3 年暦年の移動平均をとっている。

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠 2025 年 7 月

に関する重要性がある（material）情報を一般目的財務報告書の主要な利用者に提供する企業を支援する。

- BC12 ISSB は、「価値報告財団（VRF）」が 2022 年に「IFRS 財団」に統合されて以来、「SASB スタンダード」の維持及び向上の責任を負ってきた。2023 年 6 月、ISSB は気候関連のトピック及び関連する指標を「IFRS S2 号の産業別ガイダンス」と整合させるため、「SASB スタンダード」に対して結果的修正を行った。2023 年 12 月、ISSB は国際的な適用可能性を向上させるために 77 の「SASB スタンダード」のすべてに対して狭い範囲の修正を行った⁸。

ISSB の審議とプロジェクトの範囲

- BC13 2024 年 3 月、ISSB は、ISSB のアジェンダの優先順位に関する協議に対するフィードバックを踏まえ、2024 年から 2026 年の作業計画の一部として、「SASB スタンダード」を向上させることを決定した⁹。この決定にあたり、ISSB は、「SASB スタンダード」の向上が、ISSB の最優先項目である、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の適用支援に貢献することに留意した。また、ISSB は、「SASB スタンダード」の向上の方法は、人的資本、並びに生物多様性、生態系及び生態系サービス（BEES）のトピックに関する新しいリサーチ・プロジェクトを支援し、また支援されることに留意した。
- BC14 産業固有の基準の設定において重要な考慮事項は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会が共通する産業にどのように企業をグルーピングするかということである。2024 年 5 月の ISSB 会議において、ISSB は「Sustainable Industry Classification System®」（SICS）について議論し、共通するサステナビリティ関連のリスク及び機会に基づいて企業を産業別にグループ化するために、引き続き、SICS を用いることを決定した¹⁰。ISSB は、SICS は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を提供するように設計されたものであるため、「SASB スタンダード」の分類の基礎として独自に適合していることを指摘した。ただし、ISSB は、「SASB スタンダード」を向上させる際に、産業のグルーピングを向上することも検討することを決定した。
- BC15 2024 年 6 月の ISSB 会議において、ISSB は「SASB スタンダード」を向上するプロジェクトのアプローチについて議論した。これには、プロジェクトの目的と、ISSB が自らの作業を優先順位付けするうえで用いる規準（criteria）が含まれた¹¹。2024 年 7 月の ISSB 会議において、ISSB はそ

⁸ 「SASB スタンダードの国際的な適用可能性」に関するプロジェクトについての追加の情報は、www.ifrs.org/projects/completed-projects/2023/international-applicability-of-the-sasb-standards/ で示している。

⁹ 2024 年 3 月のアジェンダ・ペーパー「ISSB の活動の戦略的方向性及びバランス」
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2024/march/issb/ap-2-issb-agenda-consultation-strategic-direction-and-balance-of-the-issbs-activities.pdf> を参照のこと。

¹⁰ 2024 年 5 月のアジェンダ・ペーパー「『Sustainable Industry Classification System®』（SICS®）—スタッフ提案」
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2024/may/issb/ap6b-sics-recommendations.pdf> を参照のこと。

¹¹ 2024 年 6 月のアジェンダ・ペーパー「SASB スタンダードの向上」
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2024/june/issb/ap6-sasb-enhancements.pdf> を参照のこと。

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

これらの規準に基づき「SASB スタンダード」を向上するアプローチについて議論し、次のように決定した¹²。

- (a) フェーズ分けしたアプローチを使用する。
- (b) 次の向上に関連する公開草案の開発を開始する。
 - (i) 「採掘及び鉱物加工」セクターの 8 つの「SASB スタンダード」のすべて
 - (ii) 「インフラ」セクターの「電気事業者及び発電事業者」の「SASB スタンダード」
 - (iii) 「食品及び飲料」セクターの 3 つの「SASB スタンダード」(ISSB とその利害関係者にその能力があるかどうかの評価の対象となる。ISSB は作業の最初のフェーズにこれら 3 つの産業を含めることは「非常に望ましい」と指摘した。)
- (c) 共通するトピックの測定値が産業間で整合することを確実にするために、適切である場合、他の「SASB スタンダード」に的を絞った修正を行うことを検討する。
- (d) 次のことについてリサーチを行う。
 - (i) 当該プロジェクトの第 2 フェーズの優先順位
 - (ii) SICS を向上させる方法

BC16 2024 年 12 月の ISSB 会議において、ISSB は優先産業の「SASB スタンダード」に対する予備的なフィードバックについて議論した¹³。2025 年 3 月の ISSB 会議において、ISSB は優先産業の「SASB スタンダード」の修正を開発する ISSB のアプローチについて議論した¹⁴。

BC17 2025 年 3 月の ISSB 会議において、ISSB は、2025 年半ばにその修正に関する公開草案を承認することを予定して、最初に、2024 年 7 月に優先順位が高いものとした 12 のうちの 9 の産業について修正案を開発することを議論した。ISSB は、残り 3 つの優先順位が高い産業に関する修正案の公開草案を 2025 年の第 4 四半期に公表することを見込んでいる。これは、優先順位が高いとした残りの産業については、「SASB スタンダード」における開示トピック及び指標の関連する修正だけではなく、産業の構造案を決定するため、特に新興市場や発展途上国の利害関係者から追加のインプットが必要であるためである。

¹² 2024 年 7 月のアジェンダ・ペーパー「SASB スタンダードの向上」
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2024/july/issb/ap6-sasb-enhancements.pdf> を参照のこと。

¹³ 2024 年 12 月のアジェンダ・ペーパー「プロジェクト・アップデート：SASB スタンダードの向上」
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2024/december/issb/ap6-project-update-enhancing-sasb-standards.pdf> を参照のこと。

¹⁴ 2025 年 3 月のアジェンダ・ペーパー「プロジェクトの活動及びアプローチに関するアップデート」
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2025/march/issb/ap6-project-update.pdf> を参照のこと。

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

BC18 2025 年 5 月の ISSB 会議において、ISSB は本公開草案について協議する ISSB のアプローチについて議論した。ISSB は、本公開草案の後すぐに公表する、「IFRS サステナビリティ開示基準」における「SASB スタンダード」の使用に関する教育的資料についても議論した。教育的資料は当該協議の一部ではないが、利害関係者は本公開草案に回答するにあたり有用と考える可能性がある。

BC19 ISSB は本公開草案を 2025 年 6 月に承認した。

プロジェクトの目的

BC20 プロジェクトの目的は、「SASB スタンダード」の適時の向上を通じて IFRS S1 号及び IFRS S2 号の高品質の導入 (implementation) 及び適用(application)を支援することにある。これには、次のことに焦点を当てることが含まれる。

(a) 次に関する国際的な適用可能性の一層の向上

(i) 産業のグルーピング（新興市場及び発展途上国におけるバリュー・チェーンを反映することを含む。）

(ii) これらの産業のグルーピングにおける開示トピック

(iii) 指標及びこれを支える技術的プロトコル¹⁵

(b) 資本市場のニーズに応えるためのサステナビリティ関連開示のグローバル・ベースラインとなるように投資家のニーズに引き続き焦点を当てて確実にしながら、他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性を改善させる機会を探究する。

(c) SASB の向上を BEES 及び人的資本といったトピックに関する ISSB のリサーチ・プロジェクトと整合させ、本公開草案に対するフィードバックがこれらのリサーチ・プロジェクトへのインプットを提供することが可能となるように、BEES 及び人的資本に関連する「SASB スタンダード」に含まれる開示トピック及び指標を修正する機会を探究する。

(d) 「SASB スタンダード」と「IFRS サステナビリティ開示基準」の言葉遣い及び概念を整合させる機会を探究する。

BC21 この目的は、「SASB スタンダード」がどのように「IFRS サステナビリティ開示基準」の適用を最も支援できるのかについて ISSB の利害関係者からのフィードバックを促進するために、また、「SASB スタンダード」（特に、包括的なフィードバックを求めている、優先順位が高い産業について）が、サステナビリティ関連のリスク及び機会がどのように企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るのかについての意思決定に有用な情報を主要な利用者に提供することを確実にするために、本公開草案を作成することを意図している。

¹⁵ 「SASB スタンダード」における「指標」という用語は、開示を表すために用いられており、定性的情報及び定量的情報を含む。

「SASB スタンダード」を修正するためのデュー・プロセス

- BC22 ISSB が「SASB スタンダード」の責任を引き受けたとき、ISSB は IFRS S1 号及び IFRS S2 号の開発に焦点を当てていた。「SASB スタンダード」は「IFRS サステナビリティ開示基準」とは別個のものであり、企業は「IFRS サステナビリティ開示基準」に準拠していることを主張するにあたり「SASB スタンダード」を適用することは要求されない。しかし、IFRS S1 号を適用する企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別及び適切な開示を識別するにあたり「SASB スタンダード」を参照し、適用可能性を考慮することが要求される。このように強制されない性質を有しているにもかかわらず、「SASB スタンダード」は、他の基準設定主体が公表した基準及びフレームワークと比較して、独自の重要な役割を有している。
- BC23 「SASB スタンダード」の独自の内容及び位置付けのため、「SASB スタンダード」の継続的な維持及び向上のための適切なデュー・プロセスを定めることが「IFRS 財団」にとって必要であった。このため、「SASB スタンダード」のために定められたデュー・プロセスは、「SASB スタンダード」の戦略的方向性について責任を有する ISSB に対し、「IFRS サステナビリティ開示基準」について行う場合と同様に、「SASB スタンダード」の変更を最終化又は提案する際に、公開の会議で意思決定することを要求している。さらに、ISSB は、「IFRS サステナビリティ開示基準」の場合と同様に、「SASB スタンダード」の改訂案はすべて、一般からのコメントを求めるために公表することが要求されている。「SASB スタンダード」の修正案の公開草案に関連するデュー・プロセスの要求事項（要求されるコメント期間を含む。）も、「IFRS サステナビリティ開示基準」の要求事項と同一である。
- BC24 「IFRS 財団」は、「SASB スタンダード」の修正案を開発するときに、ISSB がその資源を効率的に使用できるようなデュー・プロセスの要求事項を開発した。具体的には、「SASB スタンダード」のためのデュー・プロセスは、ISSB が承認するための「SASB スタンダード」の修正の開発について、ISSB の一部である SASB スタンダード・ボード・アドバイザー・グループを用いることを認めている。これまで、SASB スタンダード・ボード・アドバイザー・グループは 5 名の ISSB メンバーにより構成されている。ISSB スタッフが、「SASB スタンダード」の修正案を開発するにあたり、この ISSB メンバーによるグループと作業を行う。ISSB スタッフはまた、公開の会議における議論のために審議会全体に検討事項を諮ることができる¹⁶。公開草案又は修正を承認するには、審議会メンバーの特別多数決（「IFRS サステナビリティ開示基準」の修正に必要な支持と同じ数）の支持が必要となる。ISSB は、公表の会議において「SASB スタンダード」に関する修正及び修正案を承認する。
- BC25 2022 年に「SASB スタンダード」に関するデュー・プロセスを開発するにあたり、IFRS 財団の評議員会のデュー・プロセス監督委員会（DPOC）は、IFRS 財団のデュー・プロセス・ハンドブック

¹⁶ 前に概要を示したとおり、本公開草案の修正案の開発にあたり、ISSB スタッフは複数の状況において公開の会議における議論のために審議会全体に検討事項を諮った。

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠 2025 年 7 月

クに記載されている、IFRS 財団の既存のデュー・プロセスの原則を利用した¹⁷。DPOC は、「SASB スタンダード」が IFRS S1 号の適用を支援することの重要性を踏まえ、透明性があり包括的なデュー・プロセスであることの必要性和、IFRS S1 号が「SASB スタンダード」の適用を企業に要求していない事実とのバランスをとることを探究した。

BC26 本公開草案の内容及びそのコメント期間の長さに関連する要求事項は、「IFRS サステナビリティ開示基準」の修正に関連する要求事項と同じである。「IFRS サステナビリティ開示基準」に適用されるプロセスと整合的に、すべてのコメント・レター及び修正案に対する回答は IFRS 財団のウェブサイトに掲載される予定である。

「SASB スタンダード」の修正案に関する開発のアプローチ

利害関係者との対話

BC27 本公開草案の提案は利害関係者からのインプットを踏まえ開発された。本公開草案における修正案の開発にあたり、ISSB はラウンドテーブル・グループ会議、アンケート及び二者間の対話を通じて利害関係者からのフィードバックを求めた。ISSB の諮問機関（サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム、ISSB 投資家アドバイザリー・グループ及びサステナビリティ・レファレンス・グループを含む。）を出発点として協議が行われた。ISSB はまた、より広い範囲の法域、作成者、業界団体、一般目的財務報告書の利用者、並びに、多様な第三者サービス・プロバイダ及び専門家からのインプットを求めた。

BC28 利害関係者との対話にあたり、SASB の向上を担当する ISSB のテクニカル・スタッフは、BEES 及び人的資本に関する ISSB のリサーチ・プロジェクトを担当する同僚と協力した。この協力には、共同で対話に参加することや、メモ、リサーチ資料及び書面によるフィードバックの共有が含まれた。多くのラウンドテーブルの議論は、リサーチ・プロジェクトと「SASB スタンダード」の向上の両方を扱う共同のアジェンダとなった。利害関係者からのフィードバックの多くは、リサーチ・プロジェクトと「SASB スタンダード」の向上の両方に適用があった。

BC29 SASB の向上、並びに BEES 及び人的資本のリサーチ・プロジェクトに関連する利害関係者との対話には次のものが含まれた。

- (a) ほとんどが投資家（アセット・マネージャー、アセット・オーナー及び銀行を含む。）により構成される、180 を超える参加者による 15 を超えるラウンドテーブル会議
- (b) 参加者のほとんどがアセット・マネージャー、アセット・オーナー、データ・プロバイダ及び学識経験者により構成される、60 を超える二者間協議

BC30 優先産業に一層詳細に焦点を当てた、その他のセクター別の対話には次のものが含まれた。

¹⁷ 2022 年 10 月の DPOC 会議の要約 <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2022/october/dpoc/trustees-meeting-summary-with-dpoc.pdf> を参照のこと。

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

- (a) 多様な法域をカバーする、作成者、投資家及び学識経験者との 160 を超える二者間協議
- (b) 110 を超える参加者が関与する 10 のセクター別のラウンドテーブル

BC31 利害関係者との対話は、通常、優先産業の「SASB スタンダード」の潜在的な向上に関する自由回答式の質問から始まった。質問は、問題となっている「SASB スタンダード」の国際的な適用可能性及び関連性に関する情報を入手し、投資家に対する提供される情報に関する意思決定の有用性と作成者に対する開示の費用対効果を ISSB が理解するうえで役立つことを意図したものであった。利害関係者には、「SASB スタンダード」を使用した経験を有する者と、作成者としても投資家としても「SASB スタンダード」を使用した経験がない者の両方が含まれた。プロジェクトが進捗するに従い、利害関係者は、具体的な修正事項に役立てるために、よりのめを絞った質問を行った。

机上のリサーチ

BC32 利害関係者との対話と並行して、机上のリサーチが「SASB スタンダード」を向上させる機会を識別するうえで役立った。このリサーチには、人的資本及び BEES に関する ISSB のリサーチ・プロジェクトに焦点を当てた ISSB のテクニカル・スタッフによるリサーチも含まれた。インプットの情報源には次のものが含まれた。

- (a) 過去の協議におけるフィードバック。これには、アジェンダの優先順位、「SASB スタンダード」の国際的な適用可能性に関するプロジェクト、及び IFRS S2 号の公開草案に関する協議において ISSB に寄せられたフィードバックが含まれる。このフィードバックにはまた、「SASB スタンダード」の当初の開発及びコード化までさかのぼった過去の協議において SASB スタンダード審議会に寄せられたコメントが含まれた。「SASB スタンダード」のコード化以来、テクニカル・スタッフが記録していたフィードバックも考慮された。
- (b) 利用可能な基準及びフレームワーク。これには、「グローバル・レポーティング・イニシアティブ」(GRI) のもの、「欧州サステナビリティ報告基準」(ESRS) のもの、「自然関連財務開示タスクフォース」(TNFD) が公表したガイダンス、CDP、「移行計画タスクフォース」が開発したセクター別ガイダンス、並びに、多様な産業による報告及び開示の取組みが含まれる。
- (c) 「SASB スタンダード」を適用している作成者の開示の分析、他の基準を適用している作成者の開示、及び他の作成者によるコミュニケーション
- (d) 外部のリサーチ及び資源。これには、ニュース記事、学術研究、財務及びサステナビリティに関するリサーチのプラットフォーム、並びに投資家向けのリサーチが含まれる。
- (e) 「IFRS 会計基準」や国際会計基準審議会 (IASB) の「財務報告に関する概念フレームワーク」など、IASB が公表した資料

他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性及び整合性

BC33 「SASB スタンダード」の向上に関するプロジェクトの焦点の一つは、ISSB が引き続き、投資家のニーズに焦点を当てることを確実にしながら、他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワ

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

ークとの相互運用可能性を改善させる機会を探究することである。他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性を考慮する全体的な目的は、効率性を改善し、企業が報告するコストを削減することにある¹⁸。具体的には、企業によっては、「IFRS サステナビリティ開示基準」と、「GRI スタンダード」又は ESRS とを合わせて適用することが要求されたり、そうすることを選択したりする場合がある。これらの企業は、「IFRS サステナビリティ開示基準」と、「GRI スタンダード」又は ESRS のいずれにも従い、情報に重要性がある（material）トピックについて同じ開示を提供する場合には、報告がより効率的で費用対効果が高いと考える可能性が高い。ISSB はまた、TNFD の作業と整合させる機会を検討した。

- BC34 ISSB は、GRI、EFRAG 及び TNFD と定期的に対話し、向上にあたっての相互運用可能性及び整合性の検討について情報を提供した。具体的には、これらの対話において、「SASB スタンダード」の多様な構成要素（例えば、関連性がある指標の基礎となる技術的プロトコル）と、他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの整合性を改善させる機会を探究した。この作業では、「SASB スタンダード」において向上が提案されるものとして ISSB が識別した具体的な開示について、GRI、EFRAG 及び TNFD から具体的なインプットを受け取ることに焦点を当てた。
- BC35 向上のプロセスにおいて相互運用可能性及び整合性を考慮する際に採ったアプローチには、次のことを考慮することを含める。
- (a) 意思決定に有用な情報に対する投資家のニーズに応えるという目的。同時に、作成者に対するコストへの考慮（したがって、例えば、他のサステナビリティ関連の基準又はフレームワークにおける開示を「SASB スタンダード」に含めることが適格的でもあるのはどのような場合であるのかを考慮する。）
 - (b) 産業における企業の活動の関連性
 - (c) 国際的な適用可能性
 - (d) 優先順位が高い「SASB スタンダード」の考えられる向上において、他の基準及びフレームワークがどのように利害関係者からのフィードバックに対処するうえで役立つか。
- BC36 この結果、「SASB スタンダード」の修正案は、他の基準又はフレームワークに定められている開示要求又は提言（例えば、「水管理」の開示トピックに関連する指標）について、一部の領域において「SASB スタンダード」の一部として用いることが提案されているものを含んでいる。修正案はまた、「SASB スタンダード」と他の領域におけるそれらの資料とをより緊密に整合させる（例えば、定義を整合させる。）提案を含んでいる。採用したアプローチのため、整合させる機会はトピックによって異なり、他の基準及びフレームワークが一部の向上の側面においてより重要な（significant）考慮事項となったのに対して、他の領域においてはそれほど明瞭ではない。「付録 B」は開示トピック及び指標の概要を提供しており、修正案における相互運用可能性及び整合性の

¹⁸ 2024 年 7 月のアジェンダ・ペーパー「ISSB の継続的な活動への相互運用可能性の組み込み」
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2024/july/issb/ap2a-interoperability.pdf> を参照のこと。

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠 2025 年 7 月

考慮事項をより明瞭にする役割をなしている。これらの考慮事項は、ISSB が GRI 及び TNFD と交わした覚書（BC38 項及び BC41 項参照）に照らして、「GRI スタンダード」及び TNFD 提言に焦点を当てた。

- BC37 ISSB はまた、過去に提案された ESRS のセクター別基準について議論し、EFRAG の関連する作業及び分析から得られた便益を活用するために、EFRAG のテクニカル・スタッフと広範にわたり協議を行った。ESRS は欧州委員会の「オムニバス・パッケージ」の一部として簡素化プロセスの対象となっており、その結果、EFRAG はセクター別基準案に関する作業を止めている。ISSB は、EFRAG の簡素化の作業が「SASB スタンダード」との相互運用可能性の向上にどのような影響（impact）を与えるのかを理解するために、引き続き、EFRAG と対話している。いくつかの ESRS の要素（elements）は、既に、「SASB スタンダード」のいくつかの開示トピック及び指標と整合している。例えば、企業に廃棄物の合計及び企業が生成しリサイクルしている有害廃棄物の開示を要求する「ESRS 開示要求 E5-5」や、企業に記録災害度数率の開示を要求する「ESRS 開示要求 S1-14」が含まれる。

GRI との「覚書」

- BC38 2024 年に公表したとおり、ISSB とグローバル・サステナビリティ基準審議会（GSSB）は、「覚書」を締結し、「テーマ別及びセクター別の基準設定の両方において、それぞれの基準の明確な範囲及び目的の下での情報ニーズに対処する共通の開示を共同で識別し、整合させる」¹⁹ことに合意した。したがって、「SASB スタンダード」を向上させるプロジェクトの一つの側面は、それが適切である場合、「SASB スタンダード」と「GRI スタンダード」との間の共通した開示を識別することに焦点を当てた。本公開草案は、整合させることが具体的に次のようになると ISSB が判断した場合に、「SASB スタンダード」を対応する「GRI スタンダード」の開示要求と整合させる修正案を含んでいる。
- (a) 「IFRS サステナビリティ開示基準」に従い作成される一般目的財務報告書の主要な利用者の情報ニーズを満たす。
 - (b) 特定の「SASB スタンダード」において関連性がある。
- BC39 「SASB スタンダード」と「GRI スタンダード」との間の整合性を改善させる修正案は、共通の開示トピックを識別し、可能な限り、指標及び技術的プロトコルにおいて同じ開示要求（同じ言葉遣い、測定単位及び定義を含む。）を用いることを意図している。
- BC40 2 つの基準間の言葉遣いを整合させることにより、ISSB は、「IFRS サステナビリティ開示基準」（及び「SASB スタンダード」）と「GRI スタンダード」を適用する企業がそれを効率的にできるようにしようとしている。ある検討事項についての情報が「SASB スタンダード」と「GRI スタン

¹⁹ 「シームレスなサステナビリティ報告を可能にする完全な相互運用可能性をもたらすための GRI と IFRS 財団による協働」 <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2024/05/gri-and-ifrs-foundation-collaboration-to-deliver-full-interopability/> を参照のこと。

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠 2025 年 7 月

ダード」の両方に従って重要性がある（material）である場合、企業は同じ開示を用いて、両方の基準間の少なくとも一部の要求事項を満たすことができることになる²⁰。ISSB は、利害関係者からのフィードバックを考慮し、共通の開示と完全で直接的な相互運用可能性（両方の基準間で同じ開示が用いられること）のさらなる機会を識別するために、「SASB スタンダード」の修正を最終化するまで、継続して GRI と対話する予定である。このフィードバックに役立てるため、「付録 B」は ISSB がどの部分についてどのように「GRI スタンダード」の要求事項を修正案に統合したのかの概要を提供している。本文書の「「SASB スタンダード」の修正案」のセクションは、ISSB が優先産業の特定のトピック及び指標において修正を提案するにあたり、どのように「GRI スタンダード」の要求事項を考慮したのかをさらに説明している。

TNFD との「覚書」

- BC41 2025 年 4 月に公表したとおり、IFRS 財団と TNFD は「覚書」を締結し、資本市場で自然関連の財務開示に用いられるように、ISSB の継続的な作業において TNFD 提言を基礎とすることの両者の約束を表明した²¹。「SASB スタンダード」の修正案の多くは、TNFD の作業、並びに TNFD 提言に示されている開示及び指標を基礎としている。TNFD 提言を既に用いているか、用いることを予定している企業の効率性を改善し、自然関連の開示を開発するために TNFD が行ってきた作業の便益を享受するために、ISSB は、適切である場合に TNFD 提言及び関連する指標と整合させることを提案している。「付録 B」は、どの部分についてどのように関連性がある TNFD 提言を修正案に統合したのかの概要を提供している。これらの考慮事項に対するフィードバックはまた、ISSB の BEES に関するリサーチ・プロジェクトにおいて有用となる。

「SASB スタンダード」がどのように IFRS S1 号の要求事項と関連するか

- BC42 対話において、多くの利害関係者が、「SASB スタンダード」の比例的な性質、並びに「SASB スタンダード」における開示トピック及び関連する指標に具体的に焦点を当てることに賛成すると述べた。他の利害関係者は、ISSB が「SASB スタンダード」を修正し、より幅広い多様な状況（例えば、「ISSB 基準」（そして、その結果として、「SASB スタンダード」）が適用される法域の環境の多様性）に適応するように具体性の程度を削減することを提案した。2024 年 12 月の ISSB 会議において、ISSB は開示に関連性があり、多様な法域において適用できるようにすることを確実にすることの重要性について議論した。しかし、ISSB はまた、意思決定に有用な情報を提供する可能性が高く、比較可能な情報をもたらす可能性が高いものが何であるのかを企業が理解するうえで役立つものとして、相対的に具体的な開示（例えば、定量的情報）の便益についても議論した。修正案は、国際的な適用可能性と比較可能性との間のバランスをとることを意図している。ISSB は、企業の見通しについての主要な利用者の理解に役立つサステナビリティ関連のリスク及び機会

²⁰ 「付録 B」は、「SASB スタンダード」及び「GRI スタンダード」における開示要求が異なる理由によって同じでない可能性がある場合（それぞれの基準の使命が異なる場合を含む。）について説明している。

²¹ 「IFRS 財団と TNFD が資本市場に高品質な自然関連の情報を提供するための協働を公式化」 <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2025/04/ifrs-foundation-tnfd-formalise-collaboration/> を参照のこと。

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

に関する情報の提供を企業ができるようにするような産業固有の開示トピック及びガイダンスを識別したうえで、「SASB スタンダード」の比例的な焦点の当て方を維持することとした。

BC43 修正案は、企業が「IFRS サステナビリティ開示基準」と並行して「SASB スタンダード」を適用するとの仮定のもとに起草された。このアプローチは、「SASB スタンダード」が引き続き、的を絞ったものであり、比例的なものであることを可能にし、IFRS S1 号及び IFRS S2 号において既に含まれている要求事項の不要な重複を回避することを可能にする。このことは、IFRS S1 号と「SASB スタンダード」が補完的なものであるように設計されているために可能となる。しかし、「SASB スタンダード」に補完的な役割があるということは、「SASB スタンダード」が IFRS S1 号が既に要求していることに上乗せして追加的な開示を要求していることを意味しないことを指摘することは重要である。IFRS S1 号は、産業固有の情報と、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業に見通しに与える影響（effect）を主要な利用者が理解できるようにする情報の提供を要求している。このように、企業は IFRS S1 号に準拠していることを主張することは強制されないが、「SASB スタンダード」は、産業に固有の、意思決定に有用で比較可能なサステナビリティ関連の開示の提供を支援することにより、企業が IFRS S1 号の要求事項を満たす有用な手段となることがある。この点において、修正案は次のとおりである。

- (a) 開示トピックにおいて識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてについて、IFRS S1 号の「コア・コンテンツ」（ガバナンス、戦略、リスク管理、並びに指標及び目標）を繰り返さない。
- (b) IFRS S1 号及び IFRS S2 号において既に要求されている開示を繰り返さない。例えば、温室効果ガス排出に関する情報の提供を企業に要求する IFRS S2 号の要求事項は「SASB スタンダード」において繰り返していない。
- (c) 特定の産業において関連性がある可能性が高いサステナビリティ関連のリスク及び機会のコア・コンテンツに関連して、産業固有の情報を識別することにより「IFRS サステナビリティ開示基準」を補完することが意図されている。
- (d) その産業の投資家及び作成者からのフィードバックを踏まえ、産業において関連性がある可能性が高い、IFRS S1 号又は IFRS S2 号において要求されている開示について、具体的な開示の分解を定めている（例えば、IFRS S2 号の温室効果ガス排出に関連する要求事項の具体的な分解として、いくつかの産業においてメタン排出に関する情報の提供を強調する。）。

BC44 このようにすることで、「SASB スタンダード」と IFRS S2 号の産業別ガイダンスは、引き続き、IFRS S1 号及び IFRS S2 号に従い開示を作成する企業に対して比例的なガイダンスの情報源となることを意図している²²。修正案は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項を補完するものであるが、「IFRS サステナビリティ開示基準」もあわせて適用せずに「SASB スタンダード」を適用する企業の報告を制約することは意図していない。そのような企業が「SASB スタンダード」を適用

²² 追加の情報については、<https://www.ifrs.org/supporting-implementation/supporting-materials-for-ifrs-sustainability-disclosure-standards/ifrs-s1/> において入手可能な ISSB の教育的資料を参照されたい。

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠 2025 年 7 月

する能力に関して修正案が与える影響を制限するため、また、「SASB スタンダード」が引き続き、投資家にとって意思決定に有用な情報を企業が提供することを支援することを確実にするため、「IFRS サステナビリティ開示基準」の重要な側面は「SASB スタンダード」に（主として相互参照を通じて）含まれている。

気候関連の内容

BC45 当該プロジェクトの審議において、ISSB は、IFRS S2 号の産業別ガイダンスへの潜在的な影響（implications）を踏まえ、「SASB スタンダード」の気候関連の内容について修正を提案するかどうかについて議論した。ISSB は、優先産業は包括的に向上すべき（気候関連の内容の向上の検討を含む。）であり、「SASB スタンダード」の気候関連の内容との整合性を維持するためには IFRS S2 号の産業別ガイダンスの結果的修正を行うことについても協議すべきであると決定した²³。これらの決定を行うにあたり、ISSB は、作成者による IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入はいかなる修正によってもネガティブな影響を受けないことを確実にする方法で、修正の発効日を定めることができる考えた。

優先産業を向上させる包括的なアプローチ

BC46 ISSB は、本公開草案に示す 9 つの優先産業の修正案の開発にあたり、包括的なアプローチを採用した。具体的には、見直しにあたり次のことを検討した。

- (a) 産業の説明が適切で国際的に適用可能かどうか（SICS の下での産業分類の変更が必要かどうかを含む。）。
- (b) それぞれの産業の開示トピックが、その産業のほとんどの企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を記述しているかどうか（開示トピックを追加又は削除するかどうかを含む。）。
- (c) 指標及び技術的プロトコルが一般目的財務報告書の利用者にとって、多様な法域にわたり重要性がある（material）情報をもたらす可能性が高いかどうか。
- (d) 指標の適用について知られている課題が、IFRS S1 号又は IFRS S2 号とより整合することによって解決するか、または他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性又は整合性の改善により解決するかどうか。
- (e) 指標及び技術的プロトコルが簡素化又は明確化できるかどうか。

他の「SASB スタンダード」に対する的を絞った修正

²³ ISSB は、IFRS S2 号の産業別ガイダンスの修正案を別個の公開草案において協議している（公開草案は www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/amendments-ifrs-s2-industry-based-guidance/issb-ed-2025-2-s2-ibg.pdf において入手可能である。）。

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

- BC47 9つの優先産業の修正案に加え、ISSB は本公開草案において 41 の他の「SASB スタンダード」に対する的を絞った修正も提案している。これらの的を絞った修正は優先産業の修正案から生じたものであり、適切である場合、産業にわたって共通するトピックについて整合的なガイダンスをもたらすことが意図されている。このアプローチは、「SASB スタンダード」が産業固有のニュアンスをとらえる独自の指標を有しながら、特定の開示トピックの開示をより整合させることができる場合に産業間の比較可能性を改善できることを確実にすることになる。例えば、BC69 項から BC72 項に示す「水管理」の指標の修正案は、これらの指標を含むすべての「SASB スタンダード」においても修正することになる。
- BC48 的を絞った修正により次のようになる。
- (a) 異なる産業に属しているものの類似したサステナビリティ関連のリスク及び機会の対象となる企業間の比較が投資家にとってより容易になる。
 - (b) 多様な又複雑な事業活動を有するために複数の「SASB スタンダード」を適用し、異なる「SASB スタンダード」における同じサステナビリティ関連のリスク又は機会について類似しているものの同一ではない指標及び技術的プロトコルを含むために課題に直面している作成者の報告上の負担を軽減する。
 - (c) 当初 ISSB により特定の「SASB スタンダード」が優先されていたかどうかにかかわらず、「SASB スタンダード」の多くの重要な指標が、それを示すすべての「SASB スタンダード」において、適時な方法で一貫して更新されることを確実にする。
 - (d) 多くの「SASB スタンダード」において提供される情報は最新であり意思決定に有用なものであり、これらの便益を優先産業に限定するのではなく、他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとより高度の相互運用可能性及び整合性があることを確実にする。このことは「IFRS サステナビリティ開示基準」の導入及び適用を支援する手段としての「SASB スタンダード」の役割に鑑み、特に重要である。
- BC49 的を絞った修正案の対象となる開示トピックは次のとおりである。
- (a) 「温室効果ガス排出」
 - (b) 「エネルギー管理」
 - (c) 「水管理」
 - (d) 「労働慣行」
 - (e) 「労働力 (workforce) の健康及び安全」
- BC50 的を絞った修正案の影響を受ける「SASB スタンダード」と「SASB スタンダード」に含まれる指標の完全なリストは「付録 A」に示している。的を絞った修正案は、これらの他の「SASB スタンダード」の既存の開示トピックに関する指標及び技術的プロトコルに影響を与えることになる。「付録 A」に列挙している 41 の他の「SASB スタンダード」は、今回、BC46 項で記述した方法と同様

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠 2025 年 7 月

の包括的な見直しの対象とはなっていない。包括的な見直しを行う追加の「SASB スタンダード」の優先順位付けは今後の議論の対象であり、ISSB が決定することである。ISSB が追加の「SASB スタンダード」の包括的な見直しを実施するに従い、ISSB は SASB スタンダードに対する追加的な更新を提案する可能性がある。しかし、BC48 項で記述した的を絞った修正案の便益を考慮し、ISSB は、本公開草案の的を絞った修正案は「SASB スタンダード」を適時に向上させるために正当化されると結論付けた。

- BC51 ISSB は、2024 年 7 月に優先順位が高いものとした残りの 3 つの産業のいずれについても的を絞った修正を提案していない。これらの「SASB スタンダード」は、2025 年中の後の時期に予定されている公開草案の文脈において、本公開草案で対処している事項の検討を含め、包括的な協議の対象となる予定である。

「SASB スタンダード」の修正案

「採掘及び鉱物加工」セクターにおける「SASB スタンダード」の修正案

- BC52 このセクションは、本公開草案に含まれる、「採掘及び鉱物加工」セクターの 8 つの「SASB スタンダード」の修正案を概説している。修正案の多くが「採掘及び鉱物加工」セクターの複数の「SASB スタンダード」に影響を与える (affect) ことから、修正自体は本公開草案においてそれぞれ別個に示されているものの、それらの修正の記述及びその根拠の議論は本文書においてグルーピングしている。
- BC53 ここで記述している修正案の一部は、本公開草案に含まれる「SASB スタンダード」の的を絞った修正に反映されている。的を絞った修正の影響を受ける (affected) 「SASB スタンダード」及び指標の完全なリストは「付録 A」に示している。

産業の説明

- BC54 「採掘及び鉱物加工」セクターにおける「SASB スタンダード」の修正案を開発するにあたり、ISSB は SICS における産業のグルーピングの構造的な変更の必要性は識別しなかった。しかし、修正案は、机上のリサーチ及び利害関係者からのフィードバックに基づき、産業に含まれる企業の活動をより明確に記述するため、「採掘及び鉱物加工」セクターの SASB スタンダードに関する産業の説明を更新している。

温室効果ガス排出の開示トピック

- BC55 「採掘及び鉱物加工」セクターの 8 つの「SASB スタンダード」のすべてが、「スコープ 1」の温室効果ガス排出に関連する指標を含んでいる。「スコープ 1」の温室効果ガス排出を管理している企業は、業務効率を実現し、燃料費を削減し、炭素排出の制限又は価格から生じる規制上のリスクに対応することができる。温室効果ガス排出の指標はすべての産業において類似しているが、産業

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

固有の情報を要求することがある。そのような指標の例には、「SASB スタンダード」における次のような表題のものが含まれる。

- (a) グローバルでの「スコープ 1」の総排出、排出制限規制の対象割合
- (b) 「スコープ 1」の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明

BC56 修正案により次のようになる。

- (a) これらの指標の技術的プロトコルの多くについて、IFRS S2 号の参照に置き換え、開示を簡素化し、「SASB スタンダード」が直接的に IFRS S2 号の要求事項に統合され、これを補足することを確実にする（例えば、温室効果ガスの測定を IFRS S2 号の測定に関する要求事項と整合させることによって）。
- (b) IFRS S2 号の他の要求事項との不要な重複を回避するため、定性的な指標の範囲を狭め、目標、目標設定及び目標に対するパフォーマンスに焦点を当てる。

BC57 本公開草案に示すとおり、「採掘及び鉱物加工」セクターの 8 つの「SASB スタンダード」の修正案のほかに、ISSB は「SASB スタンダード」を通じて温室効果ガス排出の指標及び技術的プロトコルを整合させるために、他の 12 の「SASB スタンダード」に的を絞った修正を行うことを提案している。例えば、1 つの提案は、サブ指標として「排出制限規制の対象となる[温室効果ガス排出の]割合」を 7 つの「SASB スタンダード」に追加することである。これらの産業はすべて、「スコープ 1」の排出に関連して、多様な水準の直接的な規制リスクに直面しており、温室効果ガスに関する整合的な開示を維持するための提案である。

メタン排出の指標

BC58 「石油及びガスー探査及び生産」並びに「石油及びガスー中流」の「SASB スタンダード」は、加工活動から生じるメタン排出及びメタン漏洩排出に関する情報を提供する指標を含んでいる。メタン排出の開示に関連する指標の例には次のものが含まれる。

- (a) グローバルでの「スコープ 1」の総排出、メタンの割合、排出制限規制の対象割合
- (b) フレア炭化水素、(2)その他の燃焼、(3)プロセス排出、(4)その他のベント排出、及び(5)漏洩排出からのグローバルでの「スコープ 1」の総排出量
- (c) 「スコープ 1」の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明

BC59 利害関係者は、対話において、二酸化炭素相当により測定された温室効果ガスの合計に占めるメタンの割合を捉える現在の指標よりも、メートル・トン単位でのメタン排出の絶対指標の方が、逸失売上高、規制リスク及びレピュテーション・リスクといった企業のリスクについて、より明確な代替的な指標（indicator）を提供すると述べた。投資家はまた、企業のメタン排出管理及び開示実務

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

の質を判断できるように、石油及びガス企業による「Oil and Gas Methane Partnership 2.0」(OGMP 2.0)のようなメタン管理フレームワークへの参加についての追加的な情報に関心がある。

BC60 修正案は次を追加する。

- (a) メートル・トン単位でのメタン排出の数量と、企業が OGMP 2.0 といったメタン管理フレームワークに参加しているかどうかを開示する新しい指標
- (b) メタン削減目標を明示的に含む目標に関する、BC58 項(c)に記述する定性的な指標に関する技術的プロトコル

BC61 利害関係者からのフィードバックと裏付けとなるリサーチは、石炭事業の産業に属する企業がどのようにメタン排出を管理しているのかについて投資家の関心が広範囲にわたることを示している。修正案は、新たな指標である EM-CO-110a.3「『スコープ 1』のメタン排出合計」を「石炭事業」の「SASB スタンダード」に追加することになる。提案されている指標は OGMP 2.0 への参照を含まないが、その代わりに企業がどのようにメタン排出を計算しているのか、施設が検査される頻度、及びメタン排出の検知に用いられる技術に関する開示を求めている。

大気質の開示トピック

BC62 「石炭事業」及び「石油及びガスサービス」の「SASB スタンダード」を除き、「採掘及び鉱物加工」セクターの「SASB スタンダード」は、大気質関連のリスク及び機会に関連する開示トピックと関連する指標を含んでいる。当該開示トピックは、重大な局地的な人間の健康及び環境へのインパクトを有することがある、大気汚染物質の排出に関連する情報を捉える。大気質の問題を積極的に管理する企業は、規制及び法的手続の影響 (impact) を限定すると同時に、技術イノベーションや業務効率によりコスト削減を実現することができる。当該開示トピックは通常、産業ごとに、企業が多様な大気汚染物質の排出について開示しなければならない指標の一つを含んでいる。「SASB スタンダード」に含まれる指標の例には次のようなものがある。

- (a) EM-EP-120a.1 次の汚染物質の大気排出：(1)NO_x (N₂O を除く。)、(2)SO_x、(3)揮発性有機化合物 (VOC)、及び(4)粒子状物質 (PM₁₀)
- (b) EM-MM-120a.1 次の汚染物質の大気排出：(1)CO、(2)NO_x (N₂O を除く。)、(3)SO_x、(4)粒子状物質 (PM₁₀)、(5)水銀 (Hg)、(6)鉛 (Pb)、及び(7)揮発性有機化合物 (VOC)

BC63 修正案により次のようになる。

- (a) 大気汚染物質のカテゴリーにおける産業固有の多様性を維持しながら、大気汚染物質のカテゴリーについて、「GRI 305-7：窒素酸化物 (NO_x)、硫黄酸化物 (SO_x)、及びその他の重大な大気排出物」において提供されている、より幅広く、より簡素な汚染物質のカテゴリーのセットに合わせる。利害関係者からのフィードバックでは、鉛や水銀などの産業固有の個別の大気汚染物質の分解は重要性がある (material) 情報を提供するには詳細すぎるとされ、企業が完

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

全な開示を提供することが困難となる可能性があり、これにより不完全な開示をもたらす可能性があることが示された。

- (b) 指標に PM₁₀ と PM_{2.5} の両方を含める。これにより、PM_{2.5} 排出が広く行われている産業において、事業に関連するリスクについての多くの法域の法令をより正確に反映する。

BC64 これらの修正は、汚染物資のカテゴリーを「GRI 305-7」と整合させることにより、「GRI 305: 大気への排出 2016」との相互運用可能性を改善させることになる。結果として、指標は、温室効果ガス以外の大気汚染物質に関する TNFD の測定指標及び指標とより良く整合することにもなる。

エネルギー管理の開示トピック

BC65 「工事用資材」、「鉄鋼製造業者」並びに「金属及び鉱業」の「SASB スタンダード」は、エネルギー管理関連のリスク及び機会に固有の開示トピックを含んでいる。これらの開示トピックは、異なる資源からの多様なエネルギーの形を企業がどのように消費しているのか（購入又は再生可能な電気の使用を含む。）についての情報を大まかに提供する。企業が行う意思決定により、価格変動が大きい又は高いエネルギー・コストに対するエクスポージャーを軽減し、エネルギーへの信頼性がないアクセスに対するエクスポージャーを軽減することができる。これらのリスクに対するエクスポージャーは、汚染物質及びその他の環境及び人間の健康に関する考慮事項だけではなく、気候関連の移行リスクに影響される。当該開示トピックは、(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合、及び(3)再生可能エネルギーの割合の開示を要求する指標を 1 つ含んでいる。

BC66 修正案により次のようになる。

- (a) 次のため、サブ指標「電力系統からの電気の割合」を見直し、「購入した電気の消費量」（ギガジュール単位）という絶対指標にする²⁴。
- (i) 企業の電気の使用及び第三者のエネルギー提供者に対する依存に関する、より徹底した理解を投資家に提供する。
- (ii) 当初の要求事項が不明確で「電力系統からの電気」という用語が曖昧であるとの利害関係者からのフィードバックに応える。
- (b) 消費したエネルギーのうち再生可能なものの割合の指標を見直し、その代わりに、自己生成又は直接契約により届けられた再生可能電力に焦点を当てることにより、企業が再生可能電力の調達について行う事業上の意思決定に関する追加的な情報を提供することになる。
- (c) 「自己生成エネルギー」の定義を見直し、明瞭性を改善させ、「温室効果ガスプロトコル」の「GHG Protocol Scope 2 Guidance: An amendment to the GHG Protocol Corporate Standard」（2015 年）で用いられている定義とより緊密に整合させる。

²⁴ 本公開草案における「電気」は、電気、蒸気、温熱又は冷熱をいう。

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

- (d) 当初の要求事項が不正確であったとの利害関係者からのフィードバックに対応し、企業が消費した燃料から生じたエネルギーを算定する要求事項において、高位発熱量ではなく低位発熱量（LHV）を用いるように見直す。
- (e) 法域によっては企業が LHV 以外の発熱量を用いることを要求されているとの作成者からのコメントに対応し、法域の当局又は取引所がその発熱量を用いることを要求している場合、LHV 以外の発熱量を用いることを企業に容認するように、消費した燃料から生じたエネルギーを算定する要求事項を見直す。
- (f) IFRS S2 号との整合性を改善させ、指標及び技術的プロトコルが IFRS S2 号のそれらを補完することを確実にする（例えば、購入電力に関する開示と、IFRS S2 号第 29 項(a)(i)(2)において要求される「スコープ 2」の温室効果ガス排出に関する情報を提供するうえで企業が使用する活動データとを整合させることによる）。

BC67 これらの修正はまた、次のように「GRI 103： エネルギー 2025」との相互運用可能性を改善させる。

- (a) 消費した購入電力に関して、同じ定量的データの開示を要求する。
- (b) 燃料から自己生成した電気のうち、消費済みのものと貯蔵した後に消費するエネルギーとで類似したアプローチを用いる。
- (c) 消費した再生可能エネルギーの算定に類似したアプローチを適用する。例えば、自己生成の再生可能電力について関連する契約証書が売却されたものをどのように使用したかについて同じ説明を用いて、契約証書を通じて購入した再生可能電力に適用される品質規準に類似したアプローチを適用する。
- (d) 再生可能エネルギーの資源について同じ定義を用いる。
- (e) 割合の代わりに絶対指標の開示を要求する。

BC68 本公開草案に示すように、ISSB は、「SASB スタンダード」を通じてエネルギー管理に関連する指標及び技術的プロトコルを整合させるため、BC66 項の変更案を反映して他の 21 の「SASB スタンダード」に的を絞った修正を行うことを提案している。

水管理

BC69 「石油及びガス—中流」の「SASB スタンダード」を除き、「採掘及び鉱物加工」セクターのすべての「SASB スタンダード」は、水関連のリスク及び機会に関連する開示トピックを含んでいる。これらの開示トピックは、企業の水へのアクセス及び企業のリスク管理に関する情報を提供する。この資源の入手可能性及び品質が、変動する気候、深刻な天候事象、周辺コミュニティとの競争及び生態系へのインパクト、並びにこれまで以上に厳格な規制により、これまで以上に脅かされているためである。水の不適切な管理は事業の混乱、事業コストの増加、規制上の罰金及びペナルティ、企業が事業を営むための社会的ライセンスに対する脅威及びレピュテーション・リスクをもたらす

「SASB スタンドアード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

ことがある。「SASB スタンドアード」に含まれるこれらの開示トピックは、企業の取水、消費、及び水ストレスに対するエクスポージャーを測定し、水質の許認可に関連する違反を測定し、水関連のリスク及び機会に関連する定性的な開示要求を含む、最大で 3 つの指標を含んでいる²⁵。

- (a) (1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらの「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域の割合
- (b) 水質の許認可、基準及び規制に関連する違反事案 (incidents of non-compliance) の件数
- (c) 水管理リスクの記述並びに当該リスクを緩和するための戦略及び実務の説明

BC70 修正案により次のようになる。

- (a) 企業が取水量について水源ごとに分解することを要求する。これにより一般目的財務報告書の利用者が、次のような要因を理解できるようにする。(i)企業が特定の水源に依存しているかどうか、(ii)企業の取水が地域コミュニティ及び周辺の生態系で入手可能な水資源にどのような影響を与え (affect) 得るか、及び(iii) (継続的なコスト及び資本的支出に潜在的な影響を与える (affecting)) 追加的な処理 (脱塩など) が要求されるかどうか。これらの要因のすべては、多様な水源からの水の入手可能性が変化すれば (特に水ストレス地域において)、その重要性 (importance) が増加する可能性がある。
- (b) 現行の指標が水ストレスを定義するうえで依拠している、「世界資源研究所」(WRI) の「水リスク・アトラス」(Water Risk Atlas) ツールである「Aqueduct」が、必ずしも地域の水ストレスの状態を正確に反映しないとの利害関係者からのフィードバックに対応し、「水ストレス」の定義を見直す。
- (c) 水ストレスや水の入手可能性などの水関連リスクを評価するにあたり、所在地データの重要性 (importance) を強調した利用者からのインプットに対応し、水関連のリスクが集中している事業施設の所在地を企業に開示することを要求する。
- (d) 水質の許認可に関連する違反事案 (incidents of non-compliance) の件数の指標を削除する。フィードバックでは、この指標が、水の排出に関連するリスクを利用者が理解する上で十分な情報を提供しないことが示唆されている。また、指標は「正式な執行措置をもたらした事案」に焦点を当てており、そのような措置は実際の事案が発生した何年も後に発生することが多く、古い情報となっていることが多いため情報の価値が損なわれている。

²⁵ これらの 3 つの指標は産業間で類似しているものの、利害関係者からのフィードバックに基づき、それらの言葉遣い、サブ指標及び技術的プロトコルは、産業固有のニュアンスを捉えるために異なることがある。また、すべての産業が 3 つの指標のすべてを含むわけではない。一部の産業は、産業固有のリスク及び機会をとらえるために、3 つの指標のうちの 1 つ又は 2 つを含んでいる。

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

- (e) 次に関連する利用者の情報ニーズをより良く満たすために、「水質の許認可に関連する違反事案 (incidents of non-compliance) の件数」の指標を「(1)排出先及び(2)処理のレベルごとの排出された水の総量」という新しい指標に置き換える。
 - (i) 排出された水、潜在的な洪水リスク、水質、並びに周辺コミュニティ及び生態系の可用性、排出された水に焦点を当てた新たな規制に適応するための企業の準備の状況、水の正味の使用（又は生産）に関する定量的情報
 - (ii) 排出された排水の定性的情報。排水は、処理レベルによっては、周辺のコミュニティ及び生態系に影響を与える (affect) ことがあり、事業コスト、資本的支出、規制のコンプライアンス・コスト及びレピュテーションに潜在的な影響 (implication) がある。

BC71 これらの修正はまた、次のように「GRI 303: 水と廃水 2018」との相互運用可能性を改善させることになる。

- (a) (1)水源ごとに分解された取水量、(2)水ストレス地域における水の消費、及び(3)排出先及び処理のレベルごとに分解された排出された水について、同じ定量的データの開示を要求する。
- (b) 取水、水源、水の消費、及び水ストレスについて同じ定義を用いる。
- (c) 水ストレスの評価及び水ストレス地域の識別にあたり同じガイダンスを用いる。

BC72 本公開草案に示すように、ISSB は、「SASB スタンダード」を通じて水管理に関連する指標及び技術的プロトコルを整合させるため、BC70 項の修正案を反映して他の 16 の「SASB スタンダード」に的を絞った修正を行うことを提案している。

生物多様性へのインパクト及び生態系へのインパクトの開示

BC73 「工事用資材」、「石炭事業」、「石油及びガス—探査及び生産」、「石油及びガス—中流」並びに「金属及び鉱業」の「SASB スタンダード」には、「生物多様性へのインパクト」及び「生態系へのインパクト」の開示トピックに関連する多様な指標（産業によって名称が若干異なる場合がある。）が含まれる。指標の例には次のものが含まれる。

- (a) アクティブな事業についての環境管理方針及び実務の記述
- (b) 保護された保全状態 (protected conservation status) であるサイト若しくは絶滅危惧種 (endangered species) の生息地又はその周辺の、(1)確認 (proved) 埋蔵量及び(2)推定 (probable) 埋蔵量の割合
- (c) 炭化水素流出の(1)数及び(2)総量、(3)北極圏における量、(4)ESI ランク 8 から 10 である海岸線にインパクトを与える量、並びに(5)回収した量
- (d) 攪乱を受けた陸上の土地面積、(2)インパクトを受けた地域のうち復旧されたものの割合

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

- BC74 利害関係者による提案では、投資家の情報ニーズを満たすため、必要な場合、ISSB が「SASB スタンダード」で用いる用語及び参照を更新し、TNFD 提言を反映することが示された。利害関係者からのフィードバックはまた、「SASB スタンダード」が海洋環境リスクを十分に扱っていないことを示唆した。
- BC75 修正案により次のようになる。
- (a) 開示トピックのサマリーに記述されている多様なリスク及び機会をより良く反映するために、開示トピックである「生物多様性へのインパクト」を「生態系へのインパクト」に名称を変更する。
 - (b) 「保護された保全状態 (protected conservation status) であるサイト若しくは絶滅危惧種 (endangered species) の生息地」の用語を「環境的に敏感な場所」に置き換える。企業にとってリスクを表し得る多様な地域をより良く捉えるために、TNFD 提言の「敏感な場所」の定義から導かれたものである。
 - (c) 「北極圏」の用語を「環境的に敏感な場所」に置き換え、より幅広く関連性があるリスクをより良く捉えるようにする。
 - (d) 「ESI ランク 8 から 10 である海岸線」が「環境脆弱性指標」(ESI) に含まれる狭い範囲の湿地、干潟及びその他の極めて敏感である海岸線の特徴しかカバーしないため、代わりに「水域 (湿地、干潟、河川、航行可能水路、沿岸域又は海洋)」に言及する。
 - (e) 作成者が環境的に敏感な海洋地域を識別するのを支援するため、「Ocean+ Habitats」の「保護区」(海洋及び沿岸) データベースへの参照を追加する。
 - (f) TNFD 提言におけるグローバル中核開示指標の測定指標番号 C1.0 「総空間フットプリント」及び関連する定義と整合させるため、「陸域の土地面積…」の指標及びこれを支える「攪乱を受けた地域」及び「復旧された地域」の定義を見直す。
 - (g) 空間フットプリント合計 (地表面積)、攪乱を受けた地域、及び復旧された地域は、環境的に敏感な地域で事業を営む「採掘及び鉱物加工」セクターに属する企業がこれまで以上に用いようになっている意思決定に有用な指標であるとの利害関係者からのフィードバックに応え、見直した「陸上の土地面積…」の指標を「石炭事業」、「石油及びガス—探査及び生産」並びに「金属及び鉱業」の「SASB スタンダード」に追加する。

酸性及び金属含有排水 (acid and metalliferous drainage) の開示

- BC76 「石炭事業」並びに「金属及び鉱業」の「SASB スタンダード」は、「生物多様性へのインパクト」の開示トピックにおいて、コミュニティ、水資源及び環境に対するリスクを表す廃水排出である「酸性岩石排水」(ARD) に対するエクスポージャーの企業のリスクに関する定量的な指標を含んでいる。これらの「SASB スタンダード」で報告する企業は、ARD が発生することが予測される鉱山サ

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

イトの割合、積極的に軽減されている鉱山サイトの割合、又は処理若しくは修復中である鉱山サイトの割合を別個に開示することが要求される。

BC77 修正案により次のようになる。

- (a) ARD への言及を「酸性及び金属含有排水 (AMD)」に置き換える。リサーチ及び利害関係者からのフィードバックは、多くの企業及び法域において、鉱山から排出する汚染された廃水排出を記述するうえで、このさらに包括的な表現が採用されていることを示唆している。
- (b) 見直された AMD 指標について、廃水排出として「水管理」の開示トピックに移動する。利害関係者は、AMD は、「生物多様性へのインパクト」の開示トピックに含めることを示唆するよりも、水資源、コミュニティ及び環境に対するより幅広いリスクをもたらすと述べた。
- (c) 企業の AMD からのリスクの価値の近似として、「鉱山サイトの割合…」の指標を「総生産量の割合…」の指標に置き換える。この変更案は、サイト（という曖昧な表現）の割合は、企業が AMD によって事業を営むための規制上の許可及び社会的ライセンスを失った場合にリスクとなる生産量の割合と比べて、意思決定の有用性が低いとの利害関係者からのフィードバックに答えるものである。

石炭、鉱物及び石油の埋蔵量に関連する開示

BC78 「石炭事業」、「金属及び鉱業」並びに「石油及びガス—探査及び生産」の「SASB スタンダード」は、多様な開示トピックにおけるさまざまなリスク及び機会の文脈でリスクとなる企業の資産の価値の近似として石炭、鉱物及び石油の埋蔵量に用いる 13 の指標を含んでいる。石炭、鉱物又は石油の埋蔵量に関連する指標の典型的な例の一部には次のものが含まれる。

- (a) 地域又はその周辺の(1)確認 (proved) 埋蔵量及び(2)推定 (probable) 埋蔵量の割合（保護された保全状態 (protected conservation status) であるサイト若しくは絶滅危惧種 (endangered species) の生息地、…紛争地域、及び…先住民族の土地)
- (b) 炭素排出の価格について説明する将来の価格予測シナリオに対する埋蔵量（石炭又は石油の埋蔵量）の水準の…感応度
- (c) 確認 (proved) …埋蔵量（石炭又は石油の埋蔵量）に含まれる見積二酸化炭素排出

BC79 利害関係者は、定期的な埋蔵量の決定は、企業が開示する情報に変動性及び曖昧さをもたらすと述べた。

BC80 修正案により次のようになる。

- (a) 特定の種類のサステナビリティ関連のリスク（絶滅危惧種 (endangered species)、紛争地域又は先住民族の土地）に関連する地域からの距離を測定するための埋蔵量に関連する近似指標を見直し、企業の事業施設の空間フットプリント（地表面積）とする。指標は現行では、企業の施設に関連する、石炭、鉱物又は石油の埋蔵量の見積られた境界までの距離を測定している。

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

- (b) 埋蔵量の定義を見直し、IFRS S1 号第 21 項から第 24 項が示す、つながりのある情報の原則と整合的に、可能な限り、企業が関連する一般目的財務報告書において報告する石炭、鉱物及び石油の埋蔵量に用いるものと同じデータ、仮定及び算定方法を用いることを要求する。この変更は、提供される情報を一般目的報告パッケージの他の箇所において提供される情報をより明確にリンクすることによって、一般目的財務報告書の利用者の理解を支援するために提案されている。

紛争地域及び高リスク地域に関する指標

- BC81 「金属及び鉱業」並びに「石油及びガス—探査及び生産」の「SASB スタンダード」はそれぞれ、「セキュリティ、人権及び先住民族の権利」の開示トピックにおいて、紛争地域又はその周辺で事業を営む場合に企業が直面するリスク及び機会に関連する 2 つの指標を含んでいる。紛争地域は、「ウプサラ紛争データ・プログラム」(UCDP) に言及されている規準を用いて識別される。
- BC82 改訂案は、UCDP への参照を、経済協力開発機構(OECD)の2016年「紛争地域及び高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライ・チェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」(第3版)への参照に置き換える。利害関係者は、この置換えにより紛争地域及び高リスク地域をどのように定義するのかについて、より明確なガイダンスを提供し、より幅広く用いられていると述べた。

セキュリティ、人権及び先住民族の権利並びにコミュニティとの関係の開示トピック

- BC83 「金属及び鉱業」並びに「石油及びガス—探査及び生産」の「SASB スタンダード」はそれぞれ、「セキュリティ、人権及び先住民族の権利」の開示トピックと、「コミュニティとの関係」の開示トピックを含んでいる。「石炭事業」の「SASB スタンダード」は、「先住民族の権利」の開示トピックと、「コミュニティとの関係」の開示トピックを含んでいる。リサーチにより、セキュリティに関連するリスク及び機会について、「先住民族」の土地又はその周辺で事業を営むことに関連するリスク及び機会と「先住民族」の権利に関連するリスク及び機会とを分けることでよりよく説明する機会を識別した。これらは非常に異なるものであり、それぞれに識別されるリスク及び機会であるためである(これら「SASB スタンダード」において記述されているセキュリティに関連するリスクは、企業が民間又は政府のセキュリティの力を用いて自社の労働者又は人権侵害に潜在的に貢献する資産を保護すること(過度の力の使用を含む。)のリスクとして記述されている。)。したがって、「先住民族」との対話と「先住民族」の権利に関連するリスク及び機会に関する企業の管理は、「コミュニティとの関係」の開示トピックにおいてよりよく特徴付けられる。指標は、特定の地域コミュニティ(「先住民族」)の具体的な権利及び利益(interests)に関連するものとなる。
- BC84 したがって、「金属及び鉱業」並びに「石油及びガス—探査及び生産」の「SASB スタンダード」の修正案により「セキュリティ、人権及び先住民族の権利並びにコミュニティとの関係」の開示トピック及び関連する指標を見直し、次のようになる。

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

- (a) 「コミュニティとの関係」の開示トピックの名称を、「コミュニティとの関係及び先住民族の権利」に変更する。『先住民族』の土地又はその周辺の、(1)確認 (proved) 埋蔵量及び(2)推定 (probable) 埋蔵量の割合」と『先住民族』の権利支持に関連する、対話プロセス及びデュー・デリジェンスの実務の説明」の指標は見直し、場所を変更し、名称を変更したトピックに移動させる。
- (b) 「紛争地域における事業」の開示トピックを新たに追加し、「紛争地域及び高リスク地域における、(1)確認 (proved) 埋蔵量及び(2)推定 (probable) 埋蔵量の割合」と「紛争地域及び高リスク地域における事業に関する、対話プロセス及びデュー・デリジェンスの実務の記述」の指標は見直し、新しいトピックに場所を変更する。

BC85 「石炭事業」の「SASB スタンダード」の修正案により次のようになる。

- (a) 「先住民族の権利」の開示トピックにおける指標を見直し、「コミュニティとの関係及び先住民族の権利」に名称を変更し、「コミュニティとの関係」の開示トピックに場所を移動させる。これらの変更により、見直され、名称が変更された「コミュニティとの関係及び先住民族の権利」のトピックに、指標 EM-CO-210b.3 『先住民族』の土地又はその周辺の、(1)確認(proved) 石炭埋蔵量及び(2)推定(probable)石炭埋蔵量の割合」と EM-CO-210b.4 『先住民族』の権利支持に関連する、対話プロセス及びデュー・デリジェンスの実務の記述」の指標を追加することになる。こうすることで「金属及び鉱業」並びに「石油及びガス—探査及び生産」の「SASB スタンダード」について提案されているアプローチと整合することが確実になる。
- (b) 「紛争地域における事業」の開示トピックを新たに追加し、新しい関連する指標として、EM-CO-210c.1 「紛争地域及び高リスク地域における(1)確認 (proved) 石炭埋蔵量及び(2)推定 (probable) 石炭埋蔵量の割合」及び EM-CO-210c.2 「紛争地域及び高リスク地域での事業に関連する、対話プロセス及びデュー・デリジェンスの実務の記述」を追加する。これらの新たな指標は、「金属及び鉱業」の「SASB スタンダード」の指標に基づいている。新しいトピックの追加は、「石炭事業」の企業も類似したサステナビリティ関連のリスク及び機会に直面することがあるとの利害関係者からのフィードバックと裏付けとなるリサーチに応えるものである。

労働慣行の開示トピック

BC86 「石炭事業」並びに「金属及び鉱業」の「SASB スタンダード」はそれぞれ、労働慣行に関連するリスク及び機会についての開示トピックを含んでいる。これらの開示トピックは、企業に対し、混乱を回避し、生産性を改善させる機会を探究するために組織化された労働 (organised labour) との関係性をどのように管理しているのかについての情報を提供することを可能にする。これらの「SASB スタンダード」に含まれる指標は次のとおりである。

- (a) EM-CO-310a.1 及び EM-MM-310a.1 労働協約のもとで雇用されたアクティブな労働力 (workforce) の割合

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

(b) EM-CO-310a.2 及び EM-MM-310a.2 ストライキ及びロックアウトの(1)件数及び(2)期間

BC87 修正案により次のようになる。

- (a) EM-CO-310a.2 及び EM-MM-310a.2 を見直し、「SASB スタンダード」の類似した指標と整合させるために「(1)業務停止 (work stoppages) 件数及び(2)総停止日数」に変更する。これにより異なる産業で事業を営む企業が提供する情報の比較可能性が改善される。
- (b) 現行の定義が不完全であるとの利害関係者からのフィードバックに応え、「労働協約」の定義を見直し、「国際労働機関」(ILO) の 1951 年「労働協約に関する勧告 (第 91 号)」及び「GRI 2: 一般開示事項 2021」と整合させる。
- (c) 「従業員」の定義を見直し、公開草案『GRI 2: 一般開示事項 2021』の基準の解釈 1: 作業管理」と整合させ、企業がどの個人が従業員であるかを判断する方法についての曖昧さを削減する。
- (d) 要求事項が、従業員が 1,000 人より少ない企業において比例的でないとの利害関係者からのフィードバックに応え、「業務停止 (work stoppages)」の定義、及び業務停止 (work stoppages) をどのように決定するのかについての技術的プロトコルを見直す。
- (e) 「総停止日数」の算定を見直し、業務停止 (work stoppages) の日数のみを数えることにより、開示の費用対効果を向上させる。

BC88 これらの修正は、「労働協約」及び「従業員」の定義を「GRI 2: 一般開示事項 2021」の定義と整合させることにより、同基準の修正案の公開草案との相互運用可能性を改善させる。

BC89 「労働慣行」の開示トピックの修正案は、ISSB の人的資本に関するリサーチ・プロジェクトから情報を得ている。ISSB は、労働慣行に関連する修正案を最終化するにあたり、リサーチ・プロジェクトの追加的な発見事項及び本公開草案の協議における利害関係者からのフィードバックを検討する予定である。

BC90 本公開草案に示すように、ISSB は、「SASB スタンダード」を通じて労働慣行に関する開示要求を整合させるため、BC87 項の変更案を反映して他の 4 つの「SASB スタンダード」に的を絞った修正を行うことを提案している。

労働力 (workforce) の健康及び安全の開示トピック

BC91 「採掘及び鉱物加工」セクターの 7 つの「SASB スタンダード」は、「労働力 (workforce) の健康及び安全」の開示トピックを含んでいる。開示トピックは、企業が自社の労働力 (workforce) の健康及び安全をどのように管理しているのかについて多様な定量的及び定性的指標を含んでいる。いくつかの産業固有のバリエーションも含まれているが、労働力 (workforce) の健康及び安全の指標は通常、3 つの主要なテーマを有している。第 1 に死亡、記録災害、ニアミス及び労働力 (workforce) の研修に関する定量的開示、第 2 に関連する安全管理システムの記述的な説明、第 3 に急性及び慢性の労働力 (workforce) の健康上の危険を管理する取り組み (efforts) の記述的な説

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

明である。「労働力（workforce）の健康及び安全」の開示トピックを含むすべての「SASB スタンダード」が、これらの指標のすべてを含むわけではないが、より一般的に含まれる指標の例は次の通りである。

- (a) (a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率（TRIR）、(2)死亡率、(3)ニアミス頻度率（NMFR）、並びに(4)健康、安全及び緊急対応研修の平均時間
- (b) 安全文化を統合するために用いられる管理システムについての説明
- (c) 事故及び安全リスク、並びに長期的な健康及び安全リスクの管理についての説明
- (d) 交通事故及び事案の数

BC92 修正案により次のようになる。

- (a) 「直接従業員」の用語を「従業員」に置き換え、「契約社員」の用語を「非従業員労働者」に置き換える。現行の定義は単純すぎて誤解される可能性があるとの利害関係者からのフィードバックに応え、これらの用語を再定義する。
- (b) 「死亡率」のサブ指標を死亡の絶対数に置き換える。これは、そのような事象に関する情報の重要性（importance）を強調する利害関係者からのフィードバック及び開示の分析に基づくものである。
- (c) 「ニアミス頻度率」のサブ指標を削除。これは、(i)そのような事案かどうかを判断する基礎となる規準は作成者によって決定されるため当該比率が企業間で比較できないとの利害関係者からの懸念に応え、(ii)この比率を含めなかった「ESRS 開示要求 S1-14」の健康及び安全の指標との相互運用可能性を改善させるためである。
- (d) 安全上のパフォーマンスを管理するために企業が開発した先行指標（leading indicators）があれば（ニアミス頻度率など）、それを定性的な開示指標において開示することを要求する新しい要求事項を追加する。これは、作成者の内部管理プロセスに関する追加的な情報への投資家の関心に対処するためである。
- (e) 「石炭事業」並びに「金属及び鉱業」の「SASB スタンダード」に固有の「すべての事案率…」を見直し、(1)死亡の数及び(2)総記録災害度数率とする。これは、この比率が国際的に適用可能ではなく、他の「SASB スタンダード」の記録災害度数率の指標とも比較可能ではないとの利害関係者からのフィードバックに応えるためである。
- (f) 死亡率及び事案率の指標を含む「労働力（workforce）の健康及び安全」の開示トピックを有する「SASB スタンダード」において、従業員と非従業員労働者の数及び労働時間について新しい活動指標を追加し、死亡率及び事案率のデータの正規化を促進し、文脈を提供する。

BC93 見直された労働力（workforce）の定義は、IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」の「付録 A」の定義から部分的に導かれている。見直された「従業員」及び「非従業員労働者」の定義はまた、提案さ

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠 2025 年 7 月

れた公開草案「『GRI 2：一般開示事項 2021』の基準の解釈 1：作業管理」の要素を反映しており（例えば、「作業管理」の側面）、これにより「GRI スタンダード」との相互運用可能性を改善させる。

- BC94 労働慣行と同様に、この開示トピックの修正案は ISSB の人的資本に関するリサーチ・プロジェクトから情報を得ているが、ISSB は、労働力（workforce）の健康及び安全に関連する修正案を最終化するにあたり、リサーチ・プロジェクトの追加的な発見事項及び本公開草案の協議における利害関係者からのフィードバックを検討する予定である。
- BC95 本公開草案に示すように、ISSB は、「SASB スタンダード」を通じて労働力（workforce）の健康及び安全に関する開示要求を整合させるため、BC92 項の変更案を反映して他の 13 の「SASB スタンダード」に的を絞った修正を行うことを提案している。提案された的を絞った修正は「SASB スタンダード」に用いられている労働力（workforce）の健康及び安全に関する定量的な指標における産業固有のバリエーションに優先しない。例えば、「SASB スタンダード」の労働力（workforce）の健康及び安全に関する指標のすべてが、「死亡率」のサブ指標を含むわけではない。修正案は「死亡率」のサブ指標を含まない「SASB スタンダード」において「死亡の数」のサブ指標を追加することはない。

製品イノベーションの開示トピック

- BC96 「工事用資材」並びに「石油及びガスー精製及びマーケティング」の「SASB スタンダード」は、製品イノベーションに焦点を当てた開示トピックを含んでいる。これらのトピックは革新的な製品の「最大市場規模」及び自社の市場シェアに関する情報を開示することを要求する指標を含んでいる。それらの指標は次のとおりである。
- (a) EM-CM-410a.2 使用時又は生産時におけるエネルギー、水又は重要性がある（material）インパクトを低減する製品のための獲得可能な最大市場規模及び市場シェア
 - (b) EM-RM-410a.2 先進的バイオ燃料及び関連インフラのための獲得可能な最大市場規模及び市場シェア
- BC97 修正案は、企業が最大市場規模と市場シェアを開示することとする技術的プロトコルを、これらの製品の販売から報告期間中に認識した売上高に関する情報を開示する技術的プロトコルに置き換えることになる。利害関係者は、現行の指標は、企業に市場の大きさを見積り、その市場における自社のシェアを見積ることを要求すると指摘した。利害関係者はまた、企業による市場規模及び市場シェアの見積値は企業間の比較可能性を欠き、適格的に適格なスタッフを欠く企業においては対応が困難であると指摘した。さらに、作成者は、この情報が商業上の機密とみなされる可能性が高いと述べた。売上高に関する情報の開示を要求することにより、修正案は、「IFRS サステナビリティ開示基準」を用いる企業によるサステナビリティ関連財務開示に含められる情報を、付属する財務諸表の情報とつなげることを可能にし、情報のつながりを促進する。

サプライ・チェーン管理の開示トピック

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠 2025 年 7 月

- BC98 「鉄鋼製造業者」の「SASB スタンダード」は、サプライ・チェーン管理に関する開示トピックを含んでいる。このトピックは、製品の製造にあたり原材料を調達する場合のサプライヤーに関する環境及び社会リスクをどのように企業が管理しているのかについての情報を捉えることを意図している。利害関係者は、「工事用資材」並びに「金属及び鉱業」の産業に属する企業が、頻繁に原材料を上流のサプライヤーから調達し、同様のサステナビリティ関連のリスク及び機会に直面していると述べた。追加の机上のリサーチはこのフィードバックを確認した。
- BC99 このように、「鉄鋼製造業者」の「SASB スタンダード」の開示要求に基づき、修正案は「工事用資材」並びに「金属及び鉱業」の「SASB スタンダード」に、新たに「サプライ・チェーン管理」の開示トピックを追加し、関連する定性的な指標を追加することになる。

ビジネス倫理及び透明性の開示トピック

- BC100 「金属及び鉱業」、「石油及びガス—探査及び生産」並びに「石油及びガス—サービス」の「SASB スタンダード」は、ビジネス倫理及び透明性（又は支払の透明性）に焦点を当てた開示トピックを含んでいる。この開示トピックは、これら 3 つの「SASB スタンダード」に含まれ、「『トランスパレンシー・インターナショナル』の『腐敗認識指数』（CPI）の下位 20 位にランキングされている国における…」リスクにさらされている企業の価値の多様な測定値を使用している。リスクにさらされている企業の価値の測定値には次が含まれる。
- (a) 生産高（鉱石及び精鉱）
 - (b) (1)確認（proved）埋蔵量及び(2)推定（probable）埋蔵量の割合（石油）
 - (c) 純売上高
- BC101 修正案は、リスクにさらされている企業の価値の測定値を、CPI ランキングが低い国において生産又は販売した、約束した製品の移転、又は提供したサービスから企業が認識した売上高に関する情報に置き換えることになる。「純売上高」という用語は、会計基準において定義されている「売上高」への参照に置き換えられる。この参照は、同じ会計基準を用いる企業間の比較可能性を促進することを意図している。また、「IFRS サステナビリティ開示基準」を用いる企業にとって、サステナビリティ関連財務開示に提供される情報と付属する財務諸表に含まれる情報のつながりを促進する。

重大な（critical）事案のリスク管理の開示トピック

- BC102 「石油及びガス—探査及び生産」、「石油及びガス—中流」、並びに「石油及びガス—精製及びマーケティング」の「SASB スタンダード」は、「重大な（critical）事案のリスク管理」の開示トピック（「石油及びガス—中流」におけるタイトルは「事業の安全性、緊急事態への準備及び対応」）、並びに、企業が有害物質の流出及びその他の重大な（significant）な事故をどのように管理しているのかに関する関連する指標を含んでいる。

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

BC103 「重大な (critical) 事案のリスク管理」の開示トピックに関連する指標は、これらの「SASB スタンダード」において著しく異なっている。利害関係者は、実質的に同じサステナビリティ関連のリスク及び機会について石油及びガスのバリュー・チェーンを通じて多様な指標のセットを用いることは、一般目的財務報告書の利用者のための企業の情報の比較可能性を減少させると述べた。これはまた、垂直的に統合されている石油及びガスの企業にとって報告コストの負担を増加させる。利害関係者はまた、指標 EM-MD-540a.1 「(1)報告対象のパイプラインの事案の数及び(2)重大な (significant) ものの割合」は、「報告対象」及び「重大な (significant)」事案について、法域固有の言葉使いに依存すると指摘した。

BC104 修正案により次のようになる。

- (a) Tier 2 のサブ指標（影響が比較的少ない (lesser consequence) 事故）を指標 EM-EP-540a.1 に追加し、「石油及びガス—精製及びマーケティング」の「SASB スタンダード」の指標 EM-RM-540a.1 との比較可能性を改善させる。
- (b) 国際的な適用可能性、また「石油及びガス—探査及び生産」並びに「石油及びガス—精製及びマーケティング」の「SASB スタンダード」における同等の指標の比較可能性を改善させるため、指標 EM-MD-540a.1 を Tier 1 及び Tier 2 の「プロセス安全事故」(PSE)（甚大な影響を与える (greater consequence)）及び影響が比較的少ない (lesser consequence) 事故）指標と置き換える。修正案は指標 EM-EP-540a.1 を反映している。
- (c) EM-RM-540a.2 『安全システムへのチャレンジ』指標の比率 (Tier 3)」を削除する。この指標は一般的に企業間のベンチマーキングに不適切であると考えられ、投資家に重要性がある (material) 情報を提供する可能性が低いためである。
- (d) Tier 3 PSE 指標に関する情報の要求事項について、「石油及びガス—精製及びマーケティング」の「SASB スタンダード」の『Tier 4 指標』…の測定』についての説明の定性的な指標に統合する。この指標の見直しは、企業がこれらの安全性に関するパフォーマンスの先行指標 (leading indicators) をどのように識別し、測定し、管理するかについての完全な開示を提供することを企業に可能にする。

尾鉱貯蔵施設管理の開示トピック

BC105 「石炭事業」並びに「金属及び鉱業」の「SASB スタンダード」は、「尾鉱貯蔵施設管理」の開示トピック及び関連する指標を含んでいる。「尾鉱貯蔵施設目録表…」の指標は、メートル・トンで測定される「現在の尾鉱貯蔵量」を含んでいる。

BC106 利害関係者からのフィードバックは、尾鉱のメートル・トンの合計は、管理されている尾鉱の体積と比べ、企業が管理する相対的なリスクの評価において意思決定の有用性が低いことを示唆していた。堆積した尾鉱は、鉱物の種類及び尾鉱の種類によりスタックのされ方が異なる。尾鉱の体積が大きいことは企業にとってリスクの水準が高いことを示す。

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

BC107 修正案は、「石炭事業」並びに「金属及び鉱業」の「SASB スタンダード」の貯蔵された尾鉱の測定単位について、メートル・トンから立方メートルの倍数に変更することになる。貯蔵された尾鉱の測定単位として体積を用いることはまた、「Global Tailings Review」の「Global Industry Standard on Tailings Management」のガイダンスとの整合性を向上させ、それは指標の基礎となる意図である。

「石炭事業」の「SASB スタンダード」の他の修正

BC108 「石炭事業」の「SASB スタンダード」は、水管理の開示トピック及び2つの関連する定量的な指標を含んでいる。修正案は、BC69 項(c)で前述した指標を見直したものに基づき、新しい定性的な指標である EM-CO-140a.3 を追加することになる。この修正案は、一般目的財務報告書の利用者が、水を多用する産業に属する企業がどのように水関連のリスク及び機会を管理するのかについて、より多くの文脈的な情報を必要としているとの利害関係者からのフィードバックに応えるものである。

BC109 修正案は、「埋蔵量の評価及び資本的支出」の開示トピックの名称を「気候レジリエンス」に変更し、関連する指標を見直し、指標、技術的プロトコル、概念及び用語を IFRS S2 号のそれらにより近くなるように整合させることになる。そうすることが、これらの開示が IFRS S2 号の開示要求を満たすうえでどのように貢献するのかについての明瞭性を改善させることになる。

「工事用資材」の「SASB スタンダード」の他の修正

BC110 「工事用資材」の「SASB スタンダード」は、「製品イノベーション」の開示トピックを含んでおり、それには関連する指標 EM-CM-410a.1「持続可能な建物の設計及び建設に関する認証のクレジットに適切である製品の割合」が含まれる。

BC111 修正案は、持続可能な設計及び建設の認証のクレジットに適格な製品の識別にあたり、「環境製品宣言」(EPD)を用いることを容認している。開示の分析及び利害関係者からのフィードバックは、そのようなクレジットとして適格な特定の製品の認証が過去 10 年で改善したことを示唆している。EPD は、確立された製品カテゴリーのルールに従い独立検証済みのライフ・サイクル・アセスメントを用いて開発されてきた。そのような環境基準を満たす工業用製品に対する消費者及び規制上の関心が、この認証の関連性を向上させた。この認証を有する製品に関する情報は、「工事用資材」の企業の見通しについての利用者の理解にとって関連性がある情報を提供することが見込まれる。

「鉄鋼製造業者」の「SASB スタンダード」の他の修正

BC112 「エネルギー管理」の開示トピック及び関連する見直し（「鉄鋼製造業者」の「SASB スタンダード」を含む複数の「SASB スタンダード」に適用される。）は BC65 項から BC68 項に要約されている。この開示トピックに関連する指標は次のとおりである。

- (a) EM-IS-130a.1 (1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

(b) EM-IS-130a.2 (1)燃料の総消費量、(2)石炭の割合、(3)天然ガスの割合及び(4)再生可能燃料の割合

BC113 修正案は、指標 EM-IS-130a.2 を削除し、EM-IS-130a.1 に消費した石炭及び消費した天然ガスに関するサブ指標を新たに追加することになる。この変更は、消費した石炭及び天然ガスの絶対数量に燃料の消費を限定することにより、開示要求を簡素化することになる。利害関係者からのフィードバックは、EM-IS-130a.2 の指標の現行の記載は曖昧であり、企業が消費した燃料の合計を分解することは意思決定に有用な情報を提供しないことを示唆した。

BC114 利害関係者は、「鉄鋼製造業者」産業に属する企業は労働争議により事業上の混乱にさらされており、一般目的財務報告書の利用者に意思決定に有用な情報が提供されることを確実にするために、これに関する開示トピックを「SASB スタンダード」に含めるべきであると提案した。修正案は、フィードバック及び追加の Recherche に基づき、BC86 項から BC90 項に記述している指標をモデルにして「労働慣行」の開示トピック及び指標を新たに追加することになる。

「金属及び鉱業」の「SASB スタンダード」の他の修正

BC115 本公開草案は、企業が消費した天然ガスの数量についての情報を開示することを要求する EM-MM-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」にサブ指標を追加することを提案している。提案されたサブ指標は、この開示が、当該産業に属する企業の見通しを理解する上で重要な (important)、エネルギー・コスト及び多様なエネルギー源の信頼性に係るリスク及び機会に関連する意思決定に有用な情報を提供すると利害関係者からのフィードバックに答えるものである。

「石油及びガス—探査及び生産」の「SASB スタンダード」の他の修正

BC116 「温室効果ガス排出」の開示トピックは EM-EP-110a.2 「(1)フレア炭化水素、(2)その他の燃焼、(3)プロセス排出、(4)その他のベント排出、及び(5)漏洩排出からのグローバルでの『スコープ 1』の総排出」の指標を含んでいる。この指標は、「石油及びガス—探査及び生産」の「SASB スタンダード」に含まれる他の温室効果ガス排出に関する開示要求を補完するものである。修正案は次を削除する。

(a) 「プロセス排出」。このカテゴリーは他のカテゴリーが扱う内容と重複するため。

(b) 「その他のベント排出」の「その他の」の文言。プロセスに係る排出は最終的にフレア処理又はベントであるため、また、現行の文言は誤解を招く可能性があり、開示の不整合をもたらす可能性があるため。

BC117 修正案はまた、この「SASB スタンダード」に新しい定性的な水管理の指標 EM-EP-150a.6 を追加する。これは、BC69 項(c)に示す指標を見直したものと整合する。利害関係者は、水を多用する産業に属する企業がどのように水関連のリスク及び機会を管理しているのかについてのより文脈的な情報に対するニーズを表明した。

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

BC118 最後に、修正案は、「埋蔵量の評価及び資本的支出」の開示トピックの名称を「気候レジリエンス」に変更し、関連する指標を見直し、指標、技術的プロトコル、概念及び用語を IFRS S2 号のそれらにより近くなるように整合させることになる。

「石油及びガス—中流」の「SASB スタンダード」の他の修正

BC119 「石油及びガス—中流」の「SASB スタンダード」は、現在、「労働力（workforce）の健康及び安全」の開示トピックを含まない。「石油及びガス—中流」産業に属する企業は、過酷な環境で働くこと、原油、天然ガス及び精製された石油製品を扱うこと、輸送車両の大きなフリートを管理すること、並びに重機及び回転機器を扱うことと関連する重大な（significant）労働力（workforce）の健康及び安全リスクに直面している。これらの例のすべては、この産業に属する企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスクを表しており、したがって、一般目的財務報告書の利用者に意思決定に有用な情報が提供されることを確実にするために「労働力（workforce）の健康及び安全」の開示トピックを含めることが正当化されている。利害関係者からのフィードバックは、この修正案を支持するものであった。

BC120 修正案により次のようになる。

- (a) 「石油及びガス—中流」の「SASB スタンダード」に「労働力（workforce）の健康及び安全」の開示トピックを追加し、「石油及びガス—探査及び生産」の「SASB スタンダード」における指標 EM-EP-320a.1 に基づき、関連する定量的な指標 EM-MD-320a.1 「(a)従業員及び(b)非従業員労働者についての(1)死亡の数及び(2)総記録災害度数率、また、(3)健康、安全及び緊急対応研修の平均時間」を新たに追加する。
- (b) 指標 EM-MD-540a.4 「バリュー・チェーン及びプロジェクトのライフサイクルを通じて安全文化及び緊急事態への準備を統合するために用いられる管理システムについての説明」について、「重大な（critical）事案の管理」の開示トピックから、新しい「労働力（workforce）の健康及び安全」の開示トピックの新しい指標 EM-MD-320a.2 として移動させる。修正は投資家にとって比較可能性を向上し、垂直的に統合された石油及びガスセクターに属する企業の開示の効率性を支援する。さらに、新しい指標はほぼ同一の指標である「石油及びガス—探査及び生産」の「SASB スタンダード」の定性的な指標 EM-EP-320a.2 と整合するように見直される。

BC121 修正案はまた、新しい活動指標 EM-MD-000.B 「操業上のパイプラインの合計」を追加する。これは、データを正規化するうえでこの情報が重要（important）であるとの利害関係者からのフィードバックに応えるものである。この追加的な情報は、企業の事業の規模（size）についての文脈を提供し、企業の開示をよりよく理解することを可能にすることになる。

「石油及びガス—精製及びマーケティング」の「SASB スタンダード」の他の修正

BC122 大気質の開示トピックの指標 EM-RM-120a.2 「人口密集地域又は周辺の製油所の数」は、2014 年のデータに基づく、「NASA Socioeconomic Data and Applications Center」の「Gridded Population of the World」を参照している。利害関係者は企業の製油所の数を知ることは、それらの製油所が、

「SASB スタンド」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

人口の密集地域に近いためにフル稼働で操業できない場合には、リスクにさらされている価値の規模（magnitude）を理解するよりも意思決定の有用性が低いことを示唆した。さらに、人口の密集（都市地域）を定義するうえで法域が用いる規準が大きく異なることがあり、統計的な人口の評価ではなく、行政上の意思決定に基づく場合がある（セクター別の雇用又はインフラ及びサービスの提供など）。

BC123 指標 EM-RM-120a.2 の修正案により次のようになる。

- (a) 企業が製油所の数を提供する要求事項について、骨材銘板原油加工容量（一日あたりのバレル数）に基づく、リスクにさらされている企業の製油所の生産能力の合計を提供する要求事項に置き換える。
- (b) 「Gridded Population of the World」への参照について、「欧州連合統計局」の「Degree of Urbanisation」データベースへの参照に置き換える。これは毎年更新をされ、全世界をカバーし、作成者にとってデータの情報源として現行のものであり信頼できるものとして対話において推奨されたものである。

BC124 指標 EM-RM-150a.2 は、地下貯蔵タンク（UST）について、UST 金融保証基金を設定した法域に存在する企業の UST の割合に関連するサブ指標を含んでいる。これらの基金は通常、特定の法域における小売マーケティング拠点において漏洩している UST を修復するために用いられる。修正案は、UST 金融保証基金に関連するサブ指標を削除することになる。フィードバック及びリサーチが、これらの保証基金が米国外では一般的ではないことを示していたためである。したがって、この開示は国際的に適用されることが見込まれない。

BC125 利害関係者は、指標 EM-RM-410a.3 「燃料混合用の再生可能燃料の量(1)純生産量、(2)純購入量」に、企業に適用される法域の再生可能燃料の混合に関する法令に準拠するための追加的な事業コストを開示する要求事項を含めることを要請した。修正案は、企業のコスト構造とその見通しに対する潜在的な影響に関する意思決定に有用な情報を提供することが可能となるように、EM-RM-410a.3 に「適用される法域の燃料混合に関する法令のコンプライアンス・コスト」のサブ指標を追加することになる。

「石油及びガスサービス」の「SASB スタンド」の他の修正

BC126 「石油及びガスサービス」の「SASB スタンド」は、サービス・プロバイダである企業が石油及びガスの探査及び生産を行う顧客に「オン・コントラクト（on-contract）」のサービスを提供する場合の、鉱区の実操のコントロールに関連する多くの指標を含んでいる。しかし、これらのサービス・プロバイダは通常、計画、設計、ライセンス、許認可、サイト決定及び事業上の決定及び方向性については顧客に従う。これらの指標の例には次のものが含まれる。

- (a) EM-SV-110a.1 燃料の総消費量、再生可能燃料の割合、(1)路上移動用機器及び車両並びに(2)オフロード機器の使用割合

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

- (b) EM-SV-110a.2 大気排出関連のリスク、機会及びインパクトに対処するための戦略又は計画についての説明
- (c) EM-SV-110a.3 ノンロード・ディーゼル・エンジンについての排出基準の最高レベルに準拠している稼働中のエンジンの割合
- (d) EM-SV-140a.1 (1)事業で取り扱う水の総量、(2)リサイクルの割合
- (e) EM-SV-150a.1 (1)用いられた水圧破碎流体の体積、(2)危険有害性があるものの割合
- (f) EM-SV-160a.1 (1)油井サイト及び(2)ガス井サイト当たりの攪乱を受けた平均土地面積

BC127 「SASB スタンダード」に含まれる開示トピック及び関連する指標は、企業の活動により企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に焦点を当てた意思決定に有用な情報を提供することを意図している。この文脈において、これらの指標の多くは、オン・コントラクト（on-contract）である間、サービス・プロバイダである企業の鉱区の操業に対する支配の程度を不正確に描写する。計画、設計及び事業上の決定のほとんどは顧客が行うためである。したがって、ISSB の見解では、「石油及びガスサービス」の「SASB スタンダード」は、オン・コントラクト（on-contract）の事業に関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会を捉えるためには、これらのサービスを提供する企業が顧客に提供する製品、技術及びサービスに焦点を当てるべきである。この提案するアプローチは、利害関係者からのフィードバックと整合している。

BC128 オフ・コントラクト（off-contract）である間、サービス・プロバイダである企業は、重大な（significant）輸送車両、重機、製造及び保守活動、並びに大型事業設備を管理することがある。利害関係者からのフィードバックと裏付けとなるリサーチは、オフ・コントラクト（off-contract）の活動及び施設は、オン・コントラクト（on-contract）の活動とは異なるセットのサステナビリティ関連のリスク及び機会（具体的には、温室効果ガス排出、大気質、水管理、廃棄物管理及び生態系へのインパクトに関連するリスク及び機会）をもたらすことを示唆していた。これらのリスク及び機会は、他の石油及びガスに関連する「SASB スタンダード」と整合するように、この「SASB スタンダード」により一般化された指標を含めることによって、これらのリスク及び機会がよりよく捉えられる。

BC129 「SASB スタンダード」はまた、今では古い可能性がある他の指標を含んでいる。例えば、「SASB スタンダード」は路上とオフロードの機器に対する異なる品質の燃料の使用に関する開示を含んでいる。利害関係者からのフィードバック及び机上のリサーチは、これらの燃料に関する情報は、燃料に含まれる硫黄のために過去の規制上の懸念であったことを示唆していた。しかし、これらの懸念は現在では大部分が解決しており、そのような情報は一般目的財務報告書の利用者にとって重要性がある（material）可能性が低い。

BC130 修正案により次のようになる。

「SASB スタンドアード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

- (a) 産業の説明及び開示トピックのサマリーを見直し、オン・コントラクト (on-contract) の事業とオフ・コントラクト (off-contract) の事業とそれらから生じるリスク及び機会より明確に記述し識別する。
- (b) 新しい指標 EM-SV-110a.4 (1)『スコープ 1』の総排出及び(2)排出制限規制の対象となる割合」を追加し、オフ・コントラクト (off-contract) である間のサービス・プロバイダのフリート及び製造による排出を捉える。
- (c) 4 つの「対処するための戦略又は計画についての説明…」の指標 (温室効果ガス排出、水管理、有害物質管理、及び環境へのインパクト) を見直し、顧客に提供されるサービス提供とビジネス・ソリューションに関する指標に焦点を当てる。見直された指標はまた、それらのサービスを提供することに関連するリスク、機会及びトレードオフに焦点を当て、この産業で事業を営む企業により提供される情報の関連性を改善させることになる。
- (d) 次のために EM-SV-110a.1「燃料の総消費量、再生可能燃料の割合、(1)路上移動用機器及び車両並びに(2)オフロード機器の使用割合」を見直す。
 - (i) 路上とオフロードの分解を削除する。この分解が実現可能ではなく費用対効果が低いとの作成者からのフィードバックに対応するため。
 - (ii) 路上とオフロードの機器の両方について、現在では超低硫黄ディーゼル (ULSD) が一般的に用いられていることを反映し、その指標について、BC65 項から BC68 項で記述されている、より一般的な燃料消費量の指標と整合させる。ULSD が幅広く用いられていることは、現行の指標が、もはや一般目的財務報告書の利用者に重要性がある (material) 情報を提供することが見込まれないことを意味する。
- (e) 指標 EM-SV-110a.3「ノンロード・ディーゼル・エンジンについての排出基準の最高レベルに準拠している稼働中のエンジンの割合」について、BC62 項に BC64 項に説明されている、より一般的な「大気質」の開示トピック及び関連する指標に置き換える。この置換えは、類似したサステナビリティ関連のリスク及び機会にさらされている企業により提供される情報の比較可能性を改善させ、典型的なオフ・コントラクト (off-contract) の車両及び製造事業を反映することになる。
- (f) 指標 EM-SV-140a.1「(1)事業で取り扱う水の総量、(2)リサイクルの割合」について、BC69 項から BC72 項に記述する、より一般化された水管理の指標に置き換えることで、現在カバーされていない、典型的なオフ・コントラクト (off-contract) の事業から生じるリスク及び機会を反映する。これは新しい指標 EM-SV-140a.3「(1)水源別の総取水量、(2)総消費水量、(3)水ストレスのある場所からの(a)取水量及び(b)消費量の割合」、及び EM-SV-140a.4「(1)排出先及び(2)処理のレベルごとの排出された水の総量」をもたらす。

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠 2025 年 7 月

- (g) サービス・プロバイダ企業よりも「石油及びガス―探査及び生産」の「SASB スタンダード」を適用する企業においてより関連性がある、「水圧破碎流体の体積…」及び「平均土地面積…」の指標を削除する。
- (h) 新しい活動指標 EM-SV-000.F「道路輸送フリートが運転した合計キロメートル数」を追加し、交通事故データの正規化を促進し、指標 EM-SV-320a.3 に文脈を提供する。

BC131 「石油及びガス―サービス」の「SASB スタンダード」は、燃料の消費に関する指標を含んでいる。排出規制により、企業は規制上のコストなどの規制上のリスクにさらされており、資本コスト、事業コスト及び企業の業務効率に影響を与える（affect）ことがある。これらのリスクは、燃料効率の改善及び再生可能燃料又は代替的な燃料源の使用により軽減可能である。

BC132 修正案により次のようになる。

- (a) 「再生可能燃料」の定義を見直し、「バイオ燃料」の「SASB スタンダード」に用いられる定義と整合させる。利害関係者からのフィードバックが、「再生可能燃料」を決定する要求事項に該当がないか、適用するには費用対効果が悪いことを示唆したためである。
- (b) 消費した再生可能燃料のサブ指標を見直し、絶対指標とする。
- (c) 発熱量を用いる指標の測定の単位を見直し、燃料から生じるエネルギーの消費は BC66 項(d)に従い算定する。

BC133 これらの修正は、次のように「GRI 103: エネルギー 2025」との相互運用可能性を改善させる。

- (a) 「GRI 103: エネルギー 2025」に定められていない「再生可能燃料」の定義の追加的な要求事項を削除する。
- (b) 割合ではなく、絶対指標の開示を企業に要求する。

「加工食品」の「SASB スタンダード」の修正案

産業の説明

BC134 「加工食品」の「SASB スタンダード」の修正案は、産業の説明を更新し、この産業に、他のビジネス（レストラン、カフェテリア、ホテル及び航空会社を含む。）に供給する活動を含めることを定めるように、拡張している。

食品の安全性の開示トピック

BC135 「食品の安全性」の開示トピックは、企業が自社の事業及びバリュー・チェーンを通じてどのように食品の安全性を確実にするのかについての情報を提供することを意図している。生産品質、腐敗、汚染、サプライ・チェーンのトレーサビリティ及びアレルゲン表示に関連する食品の安全性の問題は、企業のブランド価値を棄損する可能性がある。これらの問題はまた、リコール、罰金、在庫損

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

失又は訴訟に関連して、企業の売上高を減少させ、コストを増加させる可能性がある。現行の開示トピックは 4 つの指標を含んでいる。

- (a) **FB-PF-250a.1**「世界食品安全イニシアチブ」(GFSI) による監査(1)不適合率並びに(2)(a)主要な不適合及び(b)軽微な不適合の関連する是正措置率
- (b) **FB-PF-250a.2** 世界食品安全イニシアチブ」(GFSI) 認定の食品安全認証プログラムに認証された Tier 1 サプライヤー施設から調達した原材料の割合
- (c) **FB-PF-250a.3** (1)食品安全違反の通知を受けた総数、(2)是正された割合
- (d) **FB-PF-250a.4** (1)公表されたリコールの数及び(2)リコールされた食品製品の総量

BC136 修正案により次のようになる。

- (a) 不適合及び是正措置率の要求事項を削除し、GFSI 認証の 2 つの指標を統合し、新しい指標 **FB-PF-250a.5**「(1)自社の事業及び(2)コパッキング事業について、国際的に認知された食品安全基準の認証を受けたサイトからの生産量の割合」と置き換える。この修正は、企業の直接及びコパッキング事業（及びこれらの事業が認証されているか）に関する開示の方が、作成者の報告にとって煩雑でなく、投資家にとってより比較可能で有用な情報をもたらすとの利害関係者からのフィードバックに答えることになる。
- (b) 提案されている指標 **FB-PF-250a.5** を適用する企業に、食品の安全性のリスクを管理するために GFSI によってベンチマークされている他の基準の使用に関するデータの開示を容認する。企業にこのデータを開示することを容認することは、「SASB スタンダード」の国際的な適用可能性を改善させることになる。
- (c) 定性的な指標 **FB-PF-250a.6**「バリュー・チェーン全体を通じて食品の安全性を確保するためのプロセス、統制及び手続」を追加する。利害関係者は、この指標が、企業にサプライヤーの認証に関する定量的データを提供することを要求する指標 **FB-PF-250a.2** よりも意思決定に有用な情報をもたらす可能性が高いと述べた。
- (d) 食品安全違反の通知に関連する指標 **FB-PF-250a.3** を削除する。リサーチは、この情報に関する投資家の関心について証拠がないことを示していた。
- (e) 指標 **FB-PF-250a.4** を見直し、リコールの数ではなく、主要なリコールの記述に焦点を当てる。リコールの深刻さとそれが企業の見通しに与える影響 (effects) は、リコールの規模 (size) と性質により著しく異なるためである。したがって、単にリコールの数に焦点を当てることは、より関連性が低い情報を提供することになる。

BC137 これらの修正はまた、次のように「GRI 13: 農業・養殖業・漁業セクター 2022」との相互運用可能性を改善させる。

「SASB スタンドアード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

- (a) 国際的に認知された食品安全基準の認証を受けたサイトからの生産量の割合に関する同じ定量的データを要求する。ただし、修正案は自社とコパッキングのサイトとでデータを分解することを要求しているが、それは「GRI スタンドアード」では要求されていないことに留意する。
- (b) GFSI 認証だけではなく、国際的に認知された食品安全基準の使用に基づく割合を報告することを企業に容認する。

健康及び栄養の開示トピック

BC138 「健康及び栄養」の開示トピックは、消費者からの健康及び栄養に関する関心及び懸念に対して、企業がどのように対応しているのかについての指標を含む。企業はまた、自社の製品の健康及び栄養上の特性に関連する規制に対するエクスポージャーと対応に関する情報を開示することが要求される。これらの問題は、企業のレピュテーション及び事業を営むためのライセンスに影響を与える（affect）ことがある。健康及び栄養に関連する規制は、この産業に属する企業の収益性に影響を与える（affect）ことがあり、企業の製品の需要減少という形で長期的なリスクとなることがある。より健康的で栄養価の高い製品を開発し促進することで変化する消費者の選好に適応する企業は、新しい市場セグメントにアクセスするうえでより良い位置にいる。それらの企業はまた、潜在的な規制に関連する機会を探究し、リスクを管理するうえでより良い位置にいる可能性が高い。現在、この開示トピックは 2 つの指標を有している。

- (a) FB-PF-260a.1 健康及び栄養属性を促進するために表示又はマーケティングされた製品から生じた売上高
- (b) FB-PF-260a.2 消費者の栄養及び健康上の懸念に関連する製品及び原材料を識別し管理するためのプロセスについての説明

BC139 修正案により次のようになる。

- (a) 指標 FB-PF-260a.1 を削除する。この指標に従い提供される情報を有用と思わないとの投資家からのフィードバックに応えるためである。健康及び栄養の属性を定義するうえで企業は整合的なアプローチを用いておらず、利用者が企業の情報を比較することを困難にしている。
- (b) FB-PF-260a.4 「認知された栄養プロフィール・モデルによって健康的と分類された製品からの売上高」を追加する。栄養プロフィール・モデルはますます、国際的に使用され、受け入れられている。投資家は、これらのモデルは、従前の指標（「…健康及び栄養属性を促進するために表示又はマーケティングされた製品」）又は企業独自の栄養スコアなどの代替指標よりも、より厳格で比較可能な測定アプローチになっていると述べた。
- (c) 指標 FB-PF-260a.5 「(1)健康への警告表示を要求する法域で販売された製品、及び(2)健康への警告表示をつけることが要求されている製品の販売からの売上高」を追加する。法域はますます、健康的ではないと考えられる製品や、カロリー、砂糖、ナトリウム又は飽和脂肪を多く含む製品に健康警告ラベルを要求している。リサーチは、これらのラベルが顧客の購入に関する意思決定に影響を与える（affect）ことを示唆している。したがって、そのようなラベリングに

「SASB スタンドアード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

対する企業のエクスポージャーに関する開示は、企業に生じる潜在的なリスク及び機会に関する情報を提供することが見込まれる。

- (d) 定性的な指標 **FB-PF-260a.2** を新しい指標 **FB-PF-260a.3** 「製品ポートフォリオの健康及び栄養属性を管理するためのアプローチ及び戦略（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）」に置き換える。新しい指標は、企業が健康及び栄養に関連する機会（健康的な製品の範囲の拡大に関する取組み（efforts）を含む。）に関するより多くの先進的な情報を提供することを可能にする。現行の指標は、健康上の懸念の対象となる製品及び原材料を管理する企業の取組み（efforts）にのみ焦点を当てている。

製品表示及びマーケティングの開示トピック

BC140 「製品表示及びマーケティング」の開示トピックは、製品ラベルで表示される原材料、製品の栄養価、製造に用いられた方法及びマーケティング指標における製品の表示の透明性に関する指標を含んでいる。表示とマーケティングの実務は法域において規制されていることが多く、企業は虚偽又は誤解を招く表示について罰金又は訴訟を受ける可能性がある。子供を対象とするマーケティングの実務は特に、規制当局の関心事項である。例えば、そのようなマーケティングが健康的な製品、食生活又はライフスタイルを促進するか、及び栄養に関する情報が正確であるか、潜在的に誤解を招くものであるか。表示及びマーケティングの実務の管理は企業のブランド価値を改善し、売上高の成長を生み、罰則又は訴訟のリスクを減少させることがある。この開示トピックは 4 つの指標を含んでいる。

- (a) **FB-PF-270a.1** (1)子供に対して行われた、及び(2)子供に対するもののうち食生活ガイドラインを満たす製品の広告インプレッションの割合
- (b) **FB-PF-270a.2** (1)遺伝子組換生物（GMO）を含む、及び(2)非 GMO と表示された製品から生じた売上高
- (c) **FB-PF-270a.3** 産業又は規制上の表示又はマーケティング規範の違反事案（incidents of non-compliance）の件数
- (d) **FB-PF-270a.4** 表示又はマーケティング実務に関連する法的手続の結果としての金銭的損失の総額

BC141 修正案により次のようになる。

- (a) 指標 **FB-PF-20a.1** を削除する。利害関係者からのフィードバックは、この割合は（「広告インプレッション」の測定を含む。）、企業が、特にオンライン広告の文脈において、信頼性をもって測定することが実行可能ではないことを示唆していた。
- (b) 指標 **FB-PF-270a.2** を削除する。投資家と作成者の両方が、企業の見通しに影響を与え（affect）得るリスク又は機会を企業がどのように管理しているのかについての意思決定に有用な情報をもたらさないことを示唆した。

「SASB スタンドアード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

- (c) 指標 FB-PF-270a.3 を見直し、違反事案の件数の代わりに、違反事案の記述（罰金又はその他の発生費用の金額を含む。）に焦点を当てる。この焦点の変更は、事案の深刻さ及び事案の企業の見通しに与える影響（effects）は、その性質及び事案が発生した法域により著しく異なるため、提案されている。
- (d) 指標 FB-PF-270a.4 を削除する。これは、利害関係者からのフィードバックが、金銭的損失のリスクは企業の法域により大きく変動することを示唆していたためである。利害関係者はまた、この指標が、製品表示及びマーケティングに関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会を企業がどのように管理しているのかについての有用な情報をもたらさないと述べた。
- (e) 指標 FB-PF-270a.5「マーケティング方針並びに関連するガバナンス及び監督プロセスの記述」を追加する。この指標は、企業のマーケティングの方針（「責任あるマーケティング方針」を呼ばれることが多い。）及び関連するガバナンスの統制についての情報を要求する。この指標の追加は、このような方針はマーケティングの実務（特に、子供向けの広告に関連するもの）に関連するリスク及び機会を管理するうえでの重要な（important）要素であるとの利害関係者からのフィードバックに応えるものである。
- (f) 指標 FB-PF-270a.6「(1)特定の製品の子供向け広告を制限している法域で販売された製品、及び(2)特定の製品の子供向け広告を制限する規制の対象となる製品の販売からの売上高」を追加する。この指標は、子供に対する不健康な食品の広告を制限する規制に対する企業のエクスポージャーに関する情報を捉えることになる。そのような規制は、特定の製品の販売から生じる潜在的な売上高に影響し（affect）、企業を罰金及び罰則のリスクにさらすことがある。

包装ライフサイクルの管理の開示トピック

BC142 「包装ライフサイクルの管理」の開示トピックは、包装のビジネス・コスト及び環境フットプリントに関連するリスク及び機会にどのように企業が対応しているのかに関する指標を含んでいる。包装のライフ・サイクルのそれぞれのステージ（設計、輸送及び廃棄を含む。）において、独自の課題及び機会がある。これらの課題及び機会にうまく対応する企業は、コストを削減し、ブランドのレピュテーションを改善し、売上高を増加させ、コンプライアンス・リスクを軽減し、包装の環境へのインパクトを軽減する。現行の開示トピックは 2 つの指標を有している。

- (a) FB-PF-410a.1 (1)包装の総重量、(2)リサイクルした又は再生可能な材料から作られた割合及び(3)リサイクル可能、再利用可能又は堆肥化可能なものの割合
- (b) FB-PF-410a.2 包装ライフサイクルを通じた環境インパクトを管理するための戦略についての説明

BC143 修正案により次のようになる。

- (a) 包装のライフ・サイクルのいくつかの側面（温室効果ガス排出など）がこの開示トピックに含まれないことをよりよく反映するため、「包装ライフサイクルの管理」の開示トピックの名称を、「包装管理」に変更する。

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

- (b) 「リサイクル可能、再使用可能又は堆肥化可能な[包装の]割合」のサブ指標の名称について、「リサイクル可能、再使用可能又は堆肥化可能な設計されている[包装の]割合」に変更する（下線追加）。この見直しは、企業、特に複数の法域で事業を営む企業が、材料がリサイクル可能か堆肥化可能かを分類できるかどうかに影響を与える（affecting）規制や実務が広く異なる中、リサイクル可能、再使用可能又は堆肥化可能な割合を算定する際に直面する測定の課題を反映することになる。
- (c) 指標 FB-PF-410a.2 を見直し、管理戦略に関する追加の開示（トレードオフ及び設定した目標があればその目標を含む。）を要求する。この見直しは、この情報の重要性（importance）に関する投資家からのフィードバックに応えるものである。

製品イノベーションの開示トピック

- BC144 修正案は、製品イノベーションに関連する機会についての開示トピックを追加することになる。このトピックは、社会的及び環境的便益を有する製品を開発し、販売するための食品製品にイノベーションを企業がどのように使うのかについての情報を企業が提供することになる。利害関係者からのフィードバック及びリサーチは、多くの市場における消費者は、ますます、自分が食べる食品の環境的及び社会的インパクトに焦点を当てており、温室効果ガス排出及び動物福祉のような問題に関連する懸念に基づき食生活を変更していると示唆している。より持続可能な製品を生産する資産を開発又は取得する企業は、これらの市場セグメントにアクセスするうえでよりよい位置にいることになる。これらの企業はまた、持続可能ではなく、資源集約的な製品の生産に関連するリスクを最小化することができる可能性がある。そのようなリスクには、資源の希少化、気候変動、価格変動、及び調達の混乱が含まれる。
- BC145 このトピックは 2019 年から 2022 年の間、SASB スタンダード審議会によるリサーチ及び基準開発プロジェクトの対象であった²⁶。2022 年、IFRS 財団に価値報告財団が統合される前に、SASB スタンダード審議会は 3 つの「SASB スタンダード」の変更の提案を公表し、これには「加工食品」の「SASB スタンダード」に関連する提案と「食品及び飲料」セクターにおける製品イノベーションが含まれた²⁷。これらの変更の提案は、SASB スタンダード審議会が公開草案において公表することを予定していた修正を示していた。修正案は、「加工食品」の「SASB スタンダード」に製品イノベーションに関する新しい開示トピックと 3 つの関連する指標を含んでいた。
- BC146 多くの利害関係者、特に投資家は、製品イノベーションが、加工食品産業において事業を営む企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連の機会であると述べた。しかし、これらの利害関係者は、一般的に、SASB スタンダード審議会が 2022 年に提案

²⁶ 「食品及び飲料における代替製品」プロジェクトのページ <https://sasb.ifrs.org/standards/process/projects/alternative-products-in-food-beverage/> を参照のこと。

²⁷ SASB スタンダード審議会の 2022 年「食品及び飲料セクターにおける代替製品：『食肉、家禽及び乳製品』、『加工食品』、並びに『食品小売及び流通』に関する SASB 基準の変更案」 <https://sasb.ifrs.org/wp-content/uploads/2022/06/AltProductsRecommendedChangesvF.pdf>

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

した変更において識別された製品イノベーションだけでなく、他の種類の製品イノベーションにも関心があると述べた。2022 年に提案した変更は、「従来型の動物製品に類似したもの又は従来型の動物製品を模倣することが意図されているもの」として定義される「代替タンパク質製品」に焦点を当てていた。多くの利害関係者は、このカテゴリーの食品のイノベーションは引き続き重要である（important）ものの、いくつかの代替タンパク質製品（具体的には、発酵促進及び培養肉技術を用いるもの）の需要の成長は過去に見込まれていたほどに増加していないと述べた。これらの利害関係者は、他の種類の製品イノベーションに関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会もまた、この産業において関連性があると述べた。

BC147 したがって、修正案は、新しい開示トピックと関連する指標 FB-PF-410b.1「サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための食品製品におけるイノベーションの使用」を追加することになる。このトピックと指標は、SASB スタンダード審議会の過去の作業を基礎とするが、変化した市場の環境を反映するために食品のイノベーションのより幅広いカテゴリーに焦点を当てている。

サプライ・チェーンにおけるリスク及び機会に関連する開示トピックの構成（organisation）

BC148 「加工食品」の「SASB スタンダード」はサプライ・チェーン及び調達の実務に関連するリスク及び機会に関する開示トピックを 2 つ含んでいる。

- (a) 「原材料のサプライ・チェーンが環境及び社会に与えるインパクト」。この開示トピックは、スクリーニング、モニタリング、及びサプライヤーである企業との対話から生じるリスク及び機会に関する情報を企業が提供することを要求している。
- (b) 「原材料調達」。この開示トピックは、コモディティ及び原材料調達の課題（気候変動、水の希少化、資源の希少化に関連する他の考慮事項など）から生じるリスクに関する情報を企業が提供することを要求している。

BC149 多くの利害関係者は、これら 2 つのトピックを分けていることで混乱が生じていると表現した。企業が調達の課題をどのように考えるのかということと、これらの課題に対応するためにサプライヤーと対話することが重複しているためである。例えば、「原材料調達」の開示トピックは環境及び社会配慮に関連する調達リスクに焦点を当てている。しかし、これらのリスクに対応するための共通の管理戦略、例えば、サプライ・チェーンの監査や原材料の第三者認証は、他の開示トピックである「原材料のサプライ・チェーンが環境及び社会に与えるインパクト」に含まれている。

BC150 修正案は、現行の開示トピックを 2 つの新しい開示トピックに置き換えることになる。

- (a) 「環境サプライ・チェーン管理」。この開示トピックは、原材料の調達にあたっての環境上のインパクト及び依存関係から生じるリスク及び機会をどのように管理しているのかについての情報の提供を企業に要求することになる。
- (b) 「社会サプライ・チェーン管理」。この開示トピックは、企業が社会的なトピック（労働慣行、人権、倫理、汚職及び地域コミュニティ又は先住民族に対するインパクトなど）についてどの

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

ようにスクリーンし、モニターし、サプライヤーと対話するかについての情報を企業に要求することになる。

BC151 提案するこれらの開示トピックの分け方は、より明瞭性を提供し、企業が直面するリスク及び機会の性質とよりよく整合させることを意図している。しかし、提案しているトピックはそれでも一定の重複がある。環境及び社会リスクに対応する管理のアプローチは完全にそれぞれに識別されるもの（distinct）ではないためである。

BC152 修正された「加工食品」の「SASB スタンダード」は、現行の「SASB スタンダード」と同じサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を提供するように企業にとって指針となることを意図しているものである。しかし、修正案により「SASB スタンダード」が要求する情報は著しく（significant）変更されることになる（BC153 項から BC160 項を参照のこと。）。

環境サプライ・チェーン管理の開示トピック

BC153 提案された環境サプライ・チェーン管理の開示トピックは、原材料の調達にあたっての環境上の依存関係及びインパクトに関連するリスク及び機会を、企業がどのように管理するのかについての情報を提供することを企業に要求している。原材料を調達し、特定の価格で調達する産業の能力は、気候変動、水の希少化及び土地管理の影響を受ける（affected）可能性がある。原材料を調達する能力に影響を与える（affect）可能性がある他の要因には、土壌の質、生物多様性、生態系及び生態系サービスの劣化が含まれる。環境へのネガティブなインパクト、特に森林破壊のような問題に関連するものは、規制につながるか、企業のレピュテーション及び事業を営むためのライセンスに影響を与える（affect）ことがある。これらの環境上のリスクには、企業のサプライ・チェーンの事業への影響（impact）から独立しており、本質的にグローバル又は地域的なものもあれば、特定の所在地における企業のサプライ・チェーンの事業によって創り出されるインパクトとより緊密につながっているものもある。

BC154 「原材料調達」の開示トピックは、提案している新しいトピックと類似しているが、2つの関連する指標を有している。

- (a) **FB-PF-440a.1** 「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域から調達した食品原材料の割合
- (b) **FB-PF-440a.2** 優先食品原材料の一覧、並びに、環境及び社会配慮に関連する調達リスクについての説明

BC155 修正案により次のようになる。

- (a) 指標 **FB-PF-430b.1** 「森林減少又は転換がないと決定された、調達したコモディティの割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）」を追加する。この指標の追加は、企業が森林破壊に関連するリスク（現行の及び新たに発現する規制を含む。）をどのように管理しているのかについての投資家の強い関心に対応したものである。

「SASB スタンドアード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

- (b) 次のために指標 FB-PF-430b.2「サプライ・チェーンにおける環境リスクに敏感な優先コモディティ及び製品」（指標 FB-PF-440a.2 から適応したもの）を追加する。
 - (i) 水ストレス及びその他のリスクから生じる情報（時間軸、戦略のレジリエンス及びリスクを軽減するための取組み（efforts）に関する情報を含む。）に焦点を当てる。
 - (ii) 指標 FB-PF-440a.1 の適用は実行可能ではなく、一般目的財務報告書の利用者にとって有用な情報を提供しないとの利害関係者からのフィードバックに対応する。
- (c) 指標 FB-PF-430b.3「サプライ・チェーンにおいて環境資源を管理し、持続可能な農業実務を導入するための戦略の記述」を追加する。この指標の追加は、環境のサプライ・チェーン管理のこの要素が、企業（特に大規模多国籍企業）が短期、中期及び長期において環境リスクを管理することが重要（important）であり、そのリスクがどのように管理されているのかについての理解が一般目的財務報告書の利用者にとって重要（important）であるとの利害関係者からのフィードバックに応えるものである。

BC156 これらの修正はまた、次のことによって相互運用可能性を改善させることになる。

- (a) 「GRI 13：農業・養殖業・漁業セクター 2022」の指標 13.4.3 と整合させることによって、企業が森林破壊又は変換を伴わないものと判断した調達量の割合を開示することを要求する。
- (b) 「GRI 13：農業・養殖業・漁業セクター 2022」の指標 13.4.1 に含まれる重要性がある（material）トピックの管理に関する多くの追加的なセクター提案と整合させる。
- (c) 「CDP Technical Note: Reporting Progress on Deforestation and Conversion Free Value Chains」の開示 8.9 と整合させることによって、企業が森林破壊及び変換を伴わないものと評価し判断した開示の量の部分に関する情報を提供することを要求する。
- (d) 森林破壊及び変換を伴わない製品に関する TNFD の測定指標及び指標と整合させる。
- (e) 「ESRS 開示要求 E4-5」との整合性を改善させることによって、企業が土地利用の変更（森林破壊など）のインパクト・ドライバーに貢献すると判断した場合に、関連性のある指標を報告することを要求する。

社会サプライ・チェーン管理の開示トピック

BC157 提案されている社会サプライ・チェーン管理の開示トピックは、社会的なトピックについて、企業がどのようにスクリーニングし、モニタリングし、サプライヤーと対話するかに関する情報を提供することを要求することになる。労働慣行、人権、倫理、汚職、及び地域コミュニティ又は「先住民民族」に対するインパクトに関連するサプライ・チェーン管理の問題は、事業を営むための企業のライセンスに影響を与える（affect）可能性がある。これらの問題が企業のバリュー・チェーンの上流の遠いところで発生したとしても、規制上の罰金又は長期的な事業コストの増加をもたらす可能性がある。企業は、サプライ・チェーンのレジリエンスを改善し、レピュテーション・リスクを軽

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

減し、潜在的に消費者の需要を増加させるか新しい市場機会を捉えるようにリスクを管理するため、サプライヤーと対話することがある。

BC158 「原材料のサプライ・チェーンが環境及び社会に与えるインパクト」の開示トピックは 2 つの関連する指標を有しているが、これらは提案している新しい開示トピックと類似している。

- (a) **FB-PF-430a.1** 第三者の環境又は社会基準の認証を受けた、調達した食品原材料の割合、及び基準ごとの割合
- (b) **FB-PF-430a.2** サプライヤーの社会及び環境責任監査(1)不適合率並びに(2)(a)主要な不適合及び(b)軽微な不適合の関連する是正措置率

BC159 修正案により次のようになる。

- (a) 指標 **FB-PF-430c.1** 「サプライ・チェーンにおける労働条件及び地域社会へのインパクトを管理するためのプロセス、統制及び手続（人権デュー・デリジェンスを含む。）」を追加する。この指標の追加は、関連するリスクに対応するガバナンスの統制及び管理アプローチ（国際的なフレームワークと整合する実務を含む。）に関する情報についての投資家の関心に応えるものである。
- (b) 指標 **FB-PF-430c.2** 「サプライ・チェーンを通じて製品経路を追跡する国際的に認知された基準によって認証された、調達したコモディティの割合」を追加する。この指標は、現行の指標 **FB-PF-440a.1** に基づいているが、相互運用可能性を改善させるための変更を行っており（**BC160** 項(a)を参照のこと。）、投資家の関心に応え、企業が関連する目標を設定している場合にそれを企業が開示するという新しい要求事項を提案している。
- (c) 指標 **FB-PF-430c.3** 「過去 3 年間に独立した第三者による監査又は検証の対象となった高リスク・サプライヤーの割合、並びに不適合及び是正措置の記述」を追加する。この指標の追加は、不適合及び是正措置に関連する現行の定量的な指標に微妙な違いがありすぎて投資家に有用な情報を提供しないとの利害関係者からのフィードバックに応えるものである。

BC160 これらの修正は次のことによって相互運用可能性を改善させることになる。

- (a) 指標 **FB-PF-430c.2** の文言を「**GRI 13：農業・養殖業・漁業セクター 2022**」の開示 **13.23.3** 「サプライ・チェーンにおける製品の経路を追跡する国際規格の認証を取得している調達量の割合を製品別に報告し、それらの基準を列挙する」と整合させる。
- (b) 「**ESRS** の開示要求」、具体的には **S2** 及び **S3** との整合性を改善させることによって、企業が、企業の方針、対話のプロセス、修復のためのプロセス及びチャンネル、並びにバリュー・チェーンの労働者、及びバリュー・チェーンの事業の影響を受ける（*affected*）コミュニティに対するインパクトに関連する目標に関する情報を開示することを要求する。

発効日

BC161 ISSB は「SASB スタンダード」の修正について、公表後 12 か月から 18 か月の間に発効日を設定し、早期適用を容認することを提案している。ISSB のこれらの提案の根拠は次のとおりである。

- (a) 多くの作成者は既に「SASB スタンダード」を適用しているか、IFRS S1 号の導入の一部として適用する過程にあり、「SASB スタンダード」の変更に備えるために時間を必要とする。
- (b) 優先順位の高い産業の修正は広範に及び、したがって、作成者は内部統制及びプロセスを調整するのに時間が必要となる可能性がある。
- (c) 「SASB スタンダード」を参照する法域（「SASB スタンダード」の翻訳されたものを参照する法域を含む。）は、修正案の適用に備えて時間を必要とする。
- (d) 早期適用のオプションは、公表後に作成者が修正後の「SASB スタンダード」を用いることを可能にし、IFRS S1 号の適時の導入を支援するものである。

BC162 ISSB は、修正案に対するフィードバックを検討した後に修正の発効日を決定する予定である。

今後の予定

BC163 「SASB スタンダード」のさらなる向上にあたっては、本公開草案に寄せられたコメント、BEES 及び「人的資本」に関する ISSB のリサーチ・プロジェクトの結果、移行支援グループ及び他の協議機関からのフィードバック、並びに「SASB スタンダード」を向上させるためのプロジェクトの第 2 フェーズにおける ISSB のリサーチから情報を得る予定である。

付録 A—的を絞った修正の影響を受ける産業別基準及び指標

消費財

建築用製品及び家具

- CG-BF-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」

電子商取引

- CG-EC-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」
- CG-EC-130a.2 「(1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらの『ベースライン水ストレス』が『高い』又は『極めて高い』地域の割合」

家庭用及び個人用製品

- CG-HP-140a.1 「(1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらの『ベースライン水ストレス』が『高い』又は『極めて高い』地域の割合」
- CG-HP-140a.2 「水管理リスクの記述並びに当該リスクを緩和するための戦略及び実務の説明」

複合型及び専門型小売及び流通

- CG-MR-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」

食品及び飲料

酒類

- FB-AB-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」
- FB-AB-140a.1 「(1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらの『ベースライン水ストレス』が『高い』又は『極めて高い』地域の割合」
- FB-AB-140a.2 「水管理リスクの記述並びに当該リスクを緩和するための戦略及び実務の説明」

食品小売及び流通

- FB-FR-110b.1 「冷媒からのグローバルでの『スコープ 1』の総排出」
- FB-FR-310a.2 「労働協約のもとで雇用されたアクティブな労働力（workforce）の割合」

清涼飲料

- FB-NB-140a.1 「(1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらの『ベースライン水ストレス』が『高い』又は『極めて高い』地域の割合」

「SASB スタンドアード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

- ・ FB-NB-140a.2 「水管理リスクの記述並びに当該リスクを緩和するための戦略及び実務の説明」

飲食店

- ・ FB-RN-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」
- ・ FB-RN-140a.1 「(1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらの『ベースライン水ストレス』が『高い』又は『極めて高い』地域の割合」

医療

医薬品小売

- ・ HC-DR-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」

医療提供

- ・ HC-DY-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」
- ・ HC-DY-320a.1 「(a)直接従業員及び(b)契約社員についての総記録災害度数率 (TRIR)」

インフラ

エンジニアリング及び工事サービス

- ・ IF-EN-320a.1 「(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率 (TRIR) 及び(2)死亡率」

住宅建築業

- ・ IF-HB-320a.1 「(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率 (TRIR) 及び(2)死亡率」

不動産

- ・ IF-RE-140a.1 「不動産物件セクター別の、(1)延床面積の割合としての取水データ・カバレッジ及び(2)『ベースライン水ストレス』が『高い』又は『極めて高い』地域における床面積の割合としての取水データ・カバレッジ
- ・ IF-RE-140a.2 「不動産物件セクター別の、(1)データ・カバレッジを有するポートフォリオ・エリアによる総取水量及び(2)『ベースライン水ストレス』が『高い』又は『極めて高い』地域の割合」
- ・ IF-RE-140a.4 「水管理リスクの記述並びに当該リスクを緩和するための戦略及び実務の記述」

廃棄物処理

- ・ IF-WM-110a.1 「(1)グローバルでの『スコープ 1』の総排出、(2)排出制限規制下における『スコープ 1』の総排出の割合、及び(3)排出報告義務下における『スコープ 1』の総排出の割合」

「SASB スタンドアード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

- ・ IF-WM-110a.3 「『スコープ 1』の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明」
- ・ IF-WM-310a.1 「労働協約のもとで雇用されたアクティブな労働力（workforce）の割合」
- ・ IF-WM-320a.1 「(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率（TRIR）、(2)死亡率及び(3)ニアミス頻度率（NMFR）」

水道事業及びサービス

- ・ IF-WU-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」

再生可能資源および代替エネルギー

バイオ燃料

- ・ RR-BI-140a.1 「(1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらの『ベースライン水ストレス』が『高い』又は『極めて高い』地域の割合」
- ・ RR-BI-140a.2 「水管理リスクの記述並びに当該リスクを緩和するための戦略及び実務の説明」
- ・ RR-BI-140a.3 「水質の許認可、基準及び規制に関連する違反事案（incidents of non-compliance）の件数」

燃料電池及び産業用電池

- ・ RR-FC-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」
- ・ RR-FC-320a.1 「(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率（TRIR）及び(2)死亡率」

パルプ及び紙製品

- ・ RR-PP-110a.1 「グローバルでの『スコープ 1』の総排出」
- ・ RR-PP-110a.2 「『スコープ 1』の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明」
- ・ RR-PP-140a.1 「(1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらの『ベースライン水ストレス』が『高い』又は『極めて高い』地域の割合」
- ・ RR-PP-140a.2 「水管理リスクの記述並びに当該リスクを緩和するための戦略及び実務の説明」

太陽光技術及びプロジェクト開発業者

- ・ RR-ST-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」
- ・ RR-ST-140a.1 「(1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらの『ベースライン水ストレス』が『高い』又は『極めて高い』地域の割合」
- ・ RR-ST-140a.2 「水管理リスクの記述並びに当該リスクを緩和するための戦略及び実務の説明」

風力技術及びプロジェクト開発業者

「SASB スタンドアード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

- ・ RT-WT-320a.1 「(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率 (TRIR) 及び(2)死亡率」

資源加工

航空宇宙及び防衛

- ・ RT-AE-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」

化学製品

- ・ RT-CH-110a.1 「グローバルでの『スコープ 1』の総排出、排出制限規制の対象割合」
- ・ RT-CH-110a.2 「『スコープ 1』の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明」
- ・ RT-CH-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合、(3)再生可能エネルギーの割合及び(4)自己生成エネルギーの総量」
- ・ RT-CH-140a.1 「(1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらの『ベースライン水ストレス』が『高い』又は『極めて高い』地域の割合」
- ・ RT-CH-140a.2 「水質の許認可、基準及び規制に関連する違反事案 (incidents of non-compliance) の件数」
- ・ RT-CH-140a.3 「水管理リスクの記述並びに当該リスクを緩和するための戦略及び実務の説明」
- ・ RT-CH-320a.1 「(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率 (TRIR) 及び(2)死亡率」

容器及び包装

- ・ RT-CP-110a.1 「グローバルでの『スコープ 1』の総排出、排出制限規制の対象割合」
- ・ RT-CP-110a.2 「『スコープ 1』の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明」
- ・ RT-CP-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合、(3)再生可能エネルギーの割合及び(4)自己生成エネルギーの総量」
- ・ RT-CP-140a.1 「(1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらの『ベースライン水ストレス』が『高い』又は『極めて高い』地域の割合」
- ・ RT-CP-140a.2 「水管理リスクの記述並びに当該リスクを緩和するための戦略及び実務の説明」
- ・ RT-CP-140a.3 「水質の許認可、基準及び規制に関連する違反事案 (incidents of non-compliance) の件数」

電気及び電子機器

- ・ RT-EE-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」

工業用機械及び製品

「SASB スタンドアード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

- ・ RT-IG-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」
- ・ RT-IG-320a.1 「(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率 (TRIR)、(2)死亡率及び(3)ニアミス頻度率 (NMFR)」

サービス

カジノ及びゲーム

- ・ SV-CA-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」

ホテル及び宿泊施設

- ・ SV-HL-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」
- ・ SV-HL-140a.1 「(1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらの『ベースライン水ストレス』が『高い』又は『極めて高い』地域の割合」

レジャー施設

- ・ SV-LF-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」
- ・ SV-LF-320a.1 「(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率 (TRIR) 及び(2)ニアミス頻度率 (NMFR)」

技術及び通信

電子機器の製造受託サービス (EMS) 及び設計を含む製品の製造受託 (ODM)

- ・ TC-ES-140a.1 「(1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらの『ベースライン水ストレス』が『高い』又は『極めて高い』地域の割合」
- ・ TC-ES-320a.1 「(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率 (TRIR) 及び(2)ニアミス頻度率 (NMFR)」

インターネット・メディア及びサービス

- ・ TC-IM-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」
- ・ TC-IM-130a.2 「(1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらの『ベースライン水ストレス』が『高い』又は『極めて高い』地域の割合」

半導体

- ・ TC-SC-110a.1 「(1)グローバルでの『スコープ 1』の総排出、及び(2)パーフルオロ化合物からの総排出」

「SASB スタンドアード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

- ・ TC-SC-110a.2 「『スコープ 1』の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明」
- ・ TC-SC-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」
- ・ TC-SC-140a.1 「(1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらの『ベースライン水ストレス』が『高い』又は『極めて高い』地域の割合」

ソフトウェア及び IT サービス

- ・ TC-SI-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」
- ・ TC-SI-130a.2 「(1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらの『ベースライン水ストレス』が『高い』又は『極めて高い』地域の割合」

通信サービス

- ・ TC-TL-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」

輸送

航空貨物及びロジスティクス

- ・ TR-AF-110a.1 「グローバルでの『スコープ 1』の総排出」
- ・ TR-AF-110a.2 「『スコープ 1』の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明」
- ・ TR-AF-320a.1 「(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率 (TRIR) 及び(2)死亡率」

航空会社

- ・ TR-AL-110a.1 「グローバルでの『スコープ 1』の総排出」
- ・ TR-AL-110a.2 「『スコープ 1』の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明」
- ・ TR-AL-310a.1 「労働協約のもとで雇用されたアクティブな労働力 (workforce) の割合」

自動車部品

- ・ TR-AP-130a.1 「(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合」

自動車

- ・ TR-AU-310a.1 「労働協約のもとで雇用されたアクティブな労働力 (workforce) の割合」

クルーズ会社

「SASB スタANDARD」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

- ・ TR-CL-110a.1 「グローバルでの『スコープ 1』の総排出」
- ・ TR-CL-110a.2 「『スコープ 1』の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明」

海上輸送

- ・ TR-MT-110a.1 「グローバルでの『スコープ 1』の総排出」
- ・ TR-MT-110a.2 「『スコープ 1』の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明」

鉄道輸送

- ・ TR-RA-110a.1 「グローバルでの『スコープ 1』の総排出」
- ・ TR-RA-110a.2 「『スコープ 1』の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明」
- ・ TR-RA-320a.1 「(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率 (TRIR)、(2)死亡率及び(3)ニアミス頻度率 (NMFR)」

道路輸送

- ・ TR-RO-110a.1 「グローバルでの『スコープ 1』の総排出」
- ・ TR-RO-110a.2 「『スコープ 1』の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明」
- ・ TR-RO-320a.1 「(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)総記録災害度数率 (TRIR) 及び(2)死亡率」

付録 B—他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性及び整合性の概要

A1 から A3 の表は、「GRI スタンダード」との相互運用可能性、及び TNFD 開示提言との整合性が、重大な (significant) 「SASB スタンダード」の修正の提案につながったものとして ISSB が識別した指標の概要を提供している。本付録は「GRI スタンダード」と「SASB スタンダード」との間の相互運用可能性、また TNFD 開示提言と「SASB スタンダード」との間の整合性について、包括的に説明することを意図としたものではない。

「GRI スタンダード」

「SASB スタンダード」の向上に関するプロジェクトには、ISSB が「SASB スタンダード」と「GRI スタンダード」との間の共通する開示を識別することに焦点が当てられることも含まれており、これには可能な限り逐語的な言葉遣いを用いることが含まれている (表 A1) ²⁸。それぞれの基準の使命が異なることは、すべての開示要求に (例えば、補完的であっても範囲が異なることによって) 共通した開示の識別が見込まれない可能性があることを意味する。このような場合の向上のプロセスでは、(例えば、定義された用語について) 関連性がある場合に同じ言葉遣いを用いることで、開示要求の間の相互運用可能性を改善させることになるものの、一層の整合性を図る機会は限定される可能性が高い (表 A2)。

「SASB スタンダード」の修正案が、利害関係者からのフィードバックに基づき、同じトピックの「GRI スタンダード」(例えば、データの分解)と比較したときに、異なる開示要求をもたらす場合がある。このような場合、修正案は、可能な限り企業が両方の基準に基づく開示を提供するために用いることができる共通した情報 (例えば、定義した用語の整合性や参照) を識別しようとしている。BC135 項から BC137 項に示した「食品の安全性」の開示は、このような形の整合性の一例である。ISSB は、協議中に受領した利害関係者からのフィードバックを検討し、このような開示トピック及び指標について GRI と引き続き対話し、完全に直接的な相互運用可能性を達成するためにさらなる機会があるかどうかを評価する予定である。

共通した開示を含む指標

表 A1 は、技術的プロトコルのレベルで識別された、「SASB スタンダード」の修正案に含まれる「GRI スタンダード」と共通した開示の指標を列挙したものである。これらの場合、技術的プロトコルは、関連する GRI 開示と同じ言葉遣いを含んでいる²⁹。これらの共通した開示は、測定単位、定義、参照、開示カテゴリなど、開示の基礎における整合性に裏付けられている。

²⁸ 本作業は、GRI と IFRS 財団が、テーマ別及びセクター別の両方の基準設定においてシームレスなサステナビリティ報告を可能にする完全に直接的な相互運用性を実現するために協力するという合意に基づいて実施された。詳細は、以下を参照のこと。<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2024/05/gri-and-ifrs-foundation-collaboration-to-deliver-full-interoperability/>

²⁹ 参照を容易にするために、表には指標レベルの情報を含めており、それぞれの指標を裏付ける技術的プロトコルは含めていない。

「SASB スタンドアード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

表 A1: 「SASB スタンドアード」の修正案と「GRI スタンドアード」との間の共通した開示を含む指標

開示トピック ³⁰	指標コード ³¹	指標	GRI 開示の参照
大気質	EM-MM-120a.1	大気汚染物質の排出: (1)NO _x (N ₂ O を除く。)、(2)SO _x 、(3)揮発性有機化合物、(4)有害大気汚染物質、及び(5)粒子状物質	305-7 窒素酸化物(NO _x)、硫黄酸化物 (SO _x)、およびその他の重大な大気排出物
エネルギー管理	FB-PF-130a.1	(1)エネルギー総消費量、(2)購入した電気の消費量(3)(a)自己生成及び(b)直接契約からの再生可能エネルギーの消費量	103-2 組織内のエネルギー消費と自己生成 ³²
環境サプライ・チェーン管理	FB-PF-430b.1	森林減少又は転換がないと判断された、調達されたコモディティの割合 (進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。)	項目 13.4 自然生態系の転換の追加的なセクター別開示
温室効果ガス排出	EM-SV-110a.1	(1)燃料の総消費量及び(2)再生可能燃料の消費量	103-2 組織内のエネルギー消費と自己生成 ³³
労働慣行	EM-MM-310a.1	労働協約の対象となる、雇用された従業員の割合	2-30 労働協約
水管理	FB-PF-140a.1	(1)水源別の総取水量、(2)総消費水量、(3)水ストレスのある場所からの(a)取水量及び(b)消費量の割合	303-3 取水 303-5 水消費

³⁰ 開示トピック、指標コード及び指標は、「SASB スタンドアード」の修正案を参照しており、現行の「SASB スタンドアード」を参照していないことに留意すること。

³¹ 列挙している指標コードは、複数の SASB スタンドアードで生じる可能性がある代表的な例を参照していることに留意すること。

³² GSSB の承認を受ける予定の改訂基準「GRI 103: エネルギー 2025」に含まれる開示: [item-05-gri-topic-standard-for-energy-final-draft-gssb-template.pdf](#)

³³ GSSB の承認を受ける予定の改訂基準「GRI 103: エネルギー 2025」に含まれる開示: [item-05-gri-topic-standard-for-energy-final-draft-gssb-template.pdf](#)

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

水管理	FB-PF-140a.4	(1)排出先及び(2)処理のレベルごとの排出された水の総量	303-4 排水
労働力（workforce）の健康及び安全	EM-EP-320a.1	(a)直接従業員及び(b)契約社員についての(1)死亡の数、(2)総記録災害度数率、また、(3)健康、安全及び緊急対応研修の平均時間	403-9 労働関連の傷害 403-10 労働関連の疾病・体調不良 公開草案「Control of Work Standard Interpretation to GRI 2」 34 「研修及び教育の公開草案」の TRED 3 Completed training and education 35

補完的であっても異なる使命によって相違する開示要求

表 A2 は、「SASB スタンダード」と「GRI スタンダード」との間で、サステナビリティのトピックが同じであっても、それぞれの基準の異なる使命により、開示要求に相違が生じる指標を列挙している。例えば、「SASB スタンダード」が特定のサステナビリティのトピックに対するリスク・エクスポージャー又はリスク及び機会の管理に関する情報の開示を対象としているのに対して、「GRI スタンダード」は同じトピックに関連するインパクト及びインパクトの管理についての開示を要求している場合がある。前述の通り、これらの場合には、「SASB スタンダード」は企業の見通しに影響を与え（affect）得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する投資家の情報ニーズに焦点を当てており、それぞれの基準の使命は異なることから、共通した開示の達成は見込めない可能性が高い。

³⁴ 2024 年 4 月公開草案「GRI 項目 05—労働に関する GRI トピック・スタンダード・プロジェクト—Control of Work Standard Interpretation to GRI 2」<https://www.globalreporting.org/media/eb1f0hf2/item-05-gri-topic-standard-project-for-labor-control-of-work-standard-interpretation-to-gri-2.pdf> を参照のこと。

³⁵ GRI の 2025 年 2 月「労働に関する GRI トピック・スタンダード・プロジェクト—研修及び教育の公開草案」<https://www.globalreporting.org/media/4rdlhbwp/gri-topic-standard-project-for-labor-training-and-education.pdf> を参照のこと。

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

表 A2: 「SASB スタンダード」と「GRI スタンダード」との異なる使命によって、異なる焦点が当てられている対応する指標

開示トピック ³⁶	指標コード ³⁷	指標	GRI 開示の参照
コミュニティとの関係及び先住民族の権利	EM-MM-210b.1	コミュニティの権利及び利益に関連するリスク及び機会を管理するために用いるプロセス	413 項目のマネジメントに関する開示事項 413-1 地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所 413-2 地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト（顕在化しているもの、潜在的なもの）を及ぼす事業所
環境サプライ・チェーン管理	FB-PF-430b.2	サプライ・チェーンにおける環境リスクに敏感な優先コモディティ及び製品	308-2 サプライ・チェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置
水管理	FB-PF-140a.3	水関連のリスク及び機会、並びにそれらを管理するための戦略の記述（目標を含む。）	303-3 取水 303-5 水消費

TNFD 提言との整合性

表 A3 は、TNFD 提言で提言された開示、指標及びガイダンスのうち、「SASB スタンダード」の修正案に組み込まれ、かつ開示が整合している指標を列挙している。「生態系へのインパクト」の開示トピックでは、修正案は TNFD 提言を直接組み込んでおり、定義及び開示のカテゴリーを含む開示要求と開示の基礎との間の整合性を、可能な限り同じ言葉遣いを用いて促進している。TNFD 提言においても対象となるその他のトピック（大気質、環境サプライ・チェーン管理、水管理など）については、利害関係者からのフィードバックに対応して、修正案では「GRI スタンダード」との完全に直接的な相互運用可能性を優先し

³⁶ 開示トピック、指標コード及び指標は、「SASB スタンダード」の修正案を参照しており、現行の公表されている「SASB スタンダード」を参照していないことに留意すること。

³⁷ 列挙している指標コードは、複数の「SASB スタンダード」で生じる可能性がある指標の代表的な例を参照していることに留意すること。

「SASB スタンダード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

ている。しかし、一部のケースでは、「SASB スタンダード」を TNFD 提言とも整合させている（例えば、EM-MM-120a.1 及び FB-PF-430b.1）。

表 A3: TNFD 提言と整合した「SASB スタンダード」の修正案における指標

開示トピック ³⁸	指標コード ³⁹	指標	TNFD の開示提言 又は指標の参照
大気質	EM-MM-120a.1	大気汚染物質の排出：(1)NO _x （N ₂ O を除く。）、(2)SO _x 、(3)揮発性有機化合物、(4)有害大気汚染物質、及び(5)粒子状物質	C2.4 温室効果ガス以外の大気汚染物質 指標：温室効果ガス以外の大気汚染物質
生態系へのインパクト	EM-EP-160a.1	事業の施設についての環境管理方針及び実務の記述	全セクター向け開示提言及びガイダンス：戦略 B A23.0 自然行動計画を作成し、効果的に実施している事業拠点の割合
生態系へのインパクト	EM-MD-160a.2	環境的に敏感な場所における事業の空間フットプリント合計の割合	全セクター向け開示提言及びガイダンス：戦略 Dー「要注意地域」の定義 OG.A1.3 保護された保全状況又は絶滅危惧種の生息地、又はその周辺の空間フットプリント
生態系へのインパクト	EM-EP-160a.2	炭化水素流出の(1)数及び(2)総量、(3)環境的に敏感な場所における量、(4)水域での量、(5)回収した量	OG.C2.0 炭化水素流出量

³⁸ 開示トピック、指標コード及び指標は、「SASB スタンダード」の修正案を参照しており、現行の公表されている「SASB スタンダード」を参照していないことに留意すること。

³⁹ 列挙している指標コードは、複数の SASB スタンダードで生じる可能性がある指標の代表的な例を参照していることに留意すること。

「SASB スタンドアード」の修正案に関する結論の根拠
2025 年 7 月

生態系へのインパクト	EM-MD-160a.3	(1)事業の空間フットプリント合計、(2)攪乱を受けた地域、及び(3)復旧された地域	C1.0 総空間プリント
環境サプライ・チェーン管理	FB-PF-430b.1	森林減少又は転換がないと決定された、調達したコモディティの割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）	FA.C1.0 森林破壊及び転換のない製品
水管理	FB-PF-140a.1	(1)水源別の総取水量、(2)総消費水量、(3)水ストレスのある場所からの(a)取水量及び(b)消費量の割合	A3.0 総消費水量及び取水量 C3.0 水不足の地域からの取水量と消費量
水管理	FB-PF-140a.3	水関連のリスク及び機会、並びにそれらを管理するための戦略の記述（目標を含む。）	全セクター向け開示提言及びガイダンス：戦略 A、戦略 B、戦略 D、指標及び目標 C
水管理	FP-PF-140a.4	(1)排出先及び(2)処理のレベルごとの排出された水の総量	C2.1 廃水排出



IFRS[®]

Foundation

Columbus Building
7 Westferry Circus
Canary Wharf
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**

Email **customerservices@ifrs.org**

ifrs.org

The IFRS Foundation has trade marks registered around the world, including 'FSA[®]', 'IASB[®]', 'IFRS[®]', 'International Financial Reporting Standards[®]', 'ISSB[®]', and 'SASB[®]'.
For a full list of our registered trade marks, visit www.ifrs.org.